

第2章 明石市の文化財の概要と特徴

1. 指定等文化財

明石市における指定等文化財は、平成31年(2019)4月1日現在で、国指定文化財が6件、県指定文化財が14件、市指定文化財が38件、国登録有形文化財が6件、県登録有形文化財が1件を数える。(図2-1・表2-1参照)

国指定文化財の内訳は、有形文化財として建造物2件、美術工芸品3件、記念物として史跡1件であり、国登録文化財はすべて建造物である。

県指定文化財は、有形文化財として建造物3件、美術工芸品4件、考古資料3件、民俗文化財として無形1件、記念物として史跡2件、天然記念物1件の合計14件である。

市指定文化財は、有形文化財として建造物5件、美術工芸品13件、考古資料3件、古文書1件、歴史資料3件、民俗文化財として無形5件、有形1件、記念物として史跡6件、天然記念物1件の合計38件である。



図2-1 明石市の指定文化財

なお、明石市の歴史等に関する資料や文化財を収蔵し、展示・公開、調査研究等を行う文化施設として、平成3年(1991)明石市立文化博物館が開館した。常設展では明石の歴史を8つのテーマで紹介し、200万年前に棲息したアカシゾウの骨格復元模型や明石原人の腰骨(複製)、明石ゆかりの源氏物語の紹介や江戸時代の明石焼等の焼物などが展示されている。

同館は市指定文化財の、明石藩主地子免許状(古文書)や明石城御殿平面図(工芸品)、藤村覃定作「地球儀」(工芸品)、緋威金小札胴丸具足獅噛前立烏帽子形張懸兜付(工芸品)などを所蔵する。

表 2-1 明石市の文化財

種別		名称	所在地	所有者	備考
国	建造物	明石城巽櫓	明石公園1-27	兵庫県	1棟(三重三階櫓、本瓦葺)
国	建造物	明石城坤櫓	明石公園1-27	兵庫県	1棟(三重三階本瓦葺)附板札1枚、元文22年5月吉日の記がある
国	書跡	後桜町天皇宸翰短箒	人丸町1-26	柿本神社	45葉
国	書跡	仁孝天皇宸翰及一座短箒(49葉)	人丸町1-26	柿本神社	京都国立博物館
国	書跡	桜町天皇宸翰及一座短箒	人丸町1-26	柿本神社	寄託
国	史跡	明石城跡	明石公園	兵庫県	273,771.50㎡
県	建造物	石造燈籠	魚住町中尾1031	住吉神社	1基
県	建造物	石造五輪塔	魚住町清水1151	西福寺	1基
県	建造物	高家寺本堂	太寺2-2933	高家寺	1棟
県	絵画	麻布着色孟蘭盆曼荼羅	鍛冶屋町5-20	浜光明寺	1幅
県	絵画	神馬図絵馬	魚住町中尾1031	住吉神社	明石市立文化博物館寄託
県	彫刻	木造聖観音立像	材木町14-5	宝林寺	1躯
県	彫刻	薬師如来坐像	太寺2-2993	高家寺	1躯
県	考古資料	鷗尾と断片	上ノ丸2-13-1	明石市	2基
県	考古資料	藤江別所遺跡出土品	上ノ丸2-13-1	明石市	125点(土器113、銅鏡9、銅鉄1、車輪石1、勾玉1)
県	考古資料	報恩寺跡本堂基壇一括出土瓦	上ノ丸2-13-1	明石市	
県	無形文化財	大蔵谷の獅子舞	大蔵本町6-10	大蔵谷獅子舞保存会	
県	史跡	高丘古窯跡群(5・6・7号窯)(8・9号窯)	大久保高丘2603-57・94・95	明石市	4,455㎡
県	史跡	太寺庵寺塔跡	太寺2-10-35	高家寺	約130㎡
県	天然記念物	浜西のヒメコマツ	魚住町清水	石生家	1本
市	建造物	播州明石浦柿本大夫祠堂跡	人丸町1-26	柿本神社	
市	建造物	月照寺山門	人丸町1-29	月照寺	
市	建造物	織田家長屋門及び付属塀	大明石町2	織田家	
市	建造物	石造五輪塔「善楽寺の平清盛五輪塔」	大観町11-8	善楽寺	
市	建造物	住吉神社楼門	魚住町中尾1031	住吉神社	
市	絵画	絵馬「加茂競馬の図」	魚住町中尾1031	住吉神社	明石市立文化博物館寄託
市	絵画	絵馬「森狙仙筆猿の図」	人丸町1-26	柿本神社	京都国立博物館寄託
市	絵画	三十番神像	日富美町6-8	本立寺	
市	彫刻	木造毘沙門天及び両脇侍像	林2-2-12	宝蔵寺	
市	彫刻	石造狛犬	人丸町1-26	柿本神社	
市	工芸品	光明寺の和鐘	鍛冶屋町5-20	光明寺	
市	工芸品	明石城太鼓	上ノ丸1-20-7	明石神社	
市	工芸品	明石城御殿平面図	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	工芸品	藤村翠定作「地球儀」	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	工芸品	鯛口	本町1-16-7	柴屋町地藏講中	
市	工芸品	緋緘金小札胴丸具足 獅嚙前立烏帽子形張懸兜	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	書跡	三十六歌仙絵及び和歌式紙	人丸町1-29	月照寺	
市	書跡	柿本人麿神位・神身に関する文芸資料等及明石藩関連資料	人丸町1-29	月照寺	明石市立文化博物館寄託
市	古文書	明石藩地子免許状	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	藤江別所遺跡井戸内出土品	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	林崎三本松瓦窯跡群出土瓦	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	寺山古墳石室及び出土品一括	魚住町錦が丘3	明石市	

種別		名称	所在地	所有者	備考
市	歴史資料	大和型船模型	魚住町中尾1031	住吉神社	
市	歴史資料	子午儀	人丸町2-6	明石市	
市	歴史資料	日本標準時子午線関係資料	人丸町2-6	明石市	
市	無形民俗	大蔵谷の囃口流し	大蔵本町6-10	大蔵谷民俗芸能保存会	
市	無形民俗	大蔵谷の牛乗り	大蔵本町6-10	大蔵谷民俗芸能保存会	
市	無形民俗	明石浦のおしゃたか舟	材木町8-10	おしゃたか舟保存会	
市	無形民俗	藤江の的射	東藤江2-15	的射行事保存会	
市	無形民俗	清水のオクワハン	魚住町清水1377	清水村民俗世話人	
市	有形民俗	住吉神社の能舞台	魚住町中尾	住吉神社	
市	史跡	旧明石藩主松平家廟所	人丸町2-26	長寿院	
市	史跡	横河重陳墓	二見町東二見1643	観音寺	
市	史跡	林崎掘割渠記碑	鳥羽1975-1	明石掘割土地改良組合	
市	史跡	カグヌ古墳（1号墳）	藤江2030	明石市	
市	史跡	光明寺の明治天皇行在所跡	鍛冶屋町5-20	浜光明寺	
市	史跡	幣塚古墳	清水字上野1275-1	明石市	
市	天然記念物	瑞応寺のそてつ	二見町東二見1910	瑞応寺	
国登録	建造物	岩佐家住宅主屋・土蔵	野々上3	岩佐家	1棟
国登録	建造物	明石市立天文科学館	人丸町2-6	明石市	1棟
国登録	建造物	明石市立中崎公会堂	相生町1-119-1	明石市	1棟
国登録	建造物	旧小久保跨線橋	小久保1-10	明石市	1棟
国登録	建造物	中崎遊園地ラヂオ塔	相生町1-119-5	明石市	1棟
国登録	建造物	旧波門崎燈籠堂	港町2-9地先	明石市	1基
県登録	建造物	茨木酒造	魚住町西岡1377	茨木酒造合名会社	1棟

※種別の略記は次の通りとする。国＝国指定文化財、県＝県指定文化財、市＝市指定文化財、国登録＝国登録有形文化財 県登録＝兵庫県登録有形文化財



国指定建造物 明石城坤櫓



国指定建造物 明石城巽櫓



国指定史跡 明石城跡



県指定建造物 高家寺本堂
(明石観光協会)



県指定史跡 太寺廃寺塔跡



県指定無形民俗文化財大蔵谷の獅子舞
(大蔵谷獅子舞保存会HP)

2. 調査によって判明した未指定の文化財

これまでの調査等（表2-2参照）で把握された未指定の歴史文化遺産は、表2-3に示すとおり、合計782件にのぼる。そのうち、種別を細分類で見ると、石造物が198件と最も多く、風俗慣習が116件、神社が89件、寺院が75件、その他建造物が64件、史跡が64件と続いている。

表2-2 調査等で把握された歴史文化遺産の整理に用いた主な資料一覧

No.	資料名	発行年月日	編集・発行者
1	明石市史上巻	昭和35年3月	明石市長 岡田進裕（著者 黒田義隆）
2	明石市史下巻	昭和45年11月	明石市長 岡田進裕（著者 黒田義隆）
3	あかし文化遺産	平成27年3月	明石市地域文化財普及活用事業実行委員会 明石市
4	明石の農村	平成27年3月	明石民俗文化財調査団
5	明石の漁村	平成28年3月	明石民俗文化財調査団
6	明石の宿場	平成29年3月	明石民俗文化財調査団
7	兵庫県の近代化遺産—兵庫県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書	平成18年3月	兵庫県教育委員会
8	兵庫県の近代和風建築—兵庫県近代和風建築総合調査報告書	平成26年3月	兵庫県教育委員会
9	江井島	平成26年3月	ヘリテージ明石
10	大蔵	平成27年3月	ヘリテージ明石
11	魚住	平成28年3月	ヘリテージ明石
12	城下	平成29年3月	ヘリテージ明石
13	人丸	平成30年3月	ヘリテージ明石
14	船上・林	平成31年3月	ヘリテージ明石
15	えいがしま 歴史まちあるき	平成30年3月	江井ヶ島文化遺産冊子作成委員会 江井島まちづくり協議会
16	明石の布団太鼓	平成26年3月	明石の布団太鼓プロジェクト

表2-3 調査等で把握された未指定の歴史文化遺産一覧

種別	分類	明石東部	西明石	大久保	魚住	二見	複数地区	個人	不明	合計
有形文化財	建造物									
	寺院	34	9	16	8	8	0	0	0	75
	神社	43	10	18	11	7	0	0	0	89
	教会	8	0	1	0	0	0	0	0	7
	住宅	5	1	5	4	5	0	0	0	20
	石造物	79	19	38	46	13	0	1	2	198
	土木構造物	11	1	3	4	1	1	0	0	21
	その他	22	8	14	10	10	0	0	0	64
	絵画	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	彫刻	4	1	2	5	1	0	0	0	13
	工芸品	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	書跡・典籍	4	0	1	0	0	0	3	0	8
	古文書	7	0	0	1	2	0	26	11	47
	考古資料	2	0	0	0	0	0	5	7	14
歴史資料	4	0	0	0	1	0	3	4	12	
有形民俗文化財	装置・器具	3	0	0	0	1	1	0	0	5
無形民俗文化財	風俗慣習	34	26	21	15	12	5	0	3	116
	民俗技術	0	2	0	0	1	2	0	0	5
	工芸技術	0	0	0	0	0	1	0	0	1
記念物	史跡	26	8	11	14	4	0	0	0	64
	名勝	1	0	0	0	0	1	0	0	2
	天然記念物	4	2	1	1	1	2	1	0	12
文化的景観	4	0	2	0	0	0	0	0	6	
計		293	87	133	119	68	13	41	27	782

また、調査等で把握された未指定の歴史文化遺産のうち、社寺を対象とした所有者アンケートの結果、保存を検討すべき歴史文化遺産として、下記に示す遺産が提示された。今後は、これらの歴史文化遺産を調査の上、文化財指定等適切な取り組みを進めることが必要とされる。

表2-4-1 調査等で把握された保存を検討すべき未指定歴史文化遺産（所有者アンケートによる）

分類	区分	名称	地区	住所	時代	概要
建造物	寺院建築	正徳寺本堂	明石東部	大観町12-5	江戸末期(文化・文政もしくは天保年間、昭和30年移築)	
		教尊寺本堂	大久保	大久保町大窪984		震災後再修復
		龍泉寺本堂	西明石	藤江1305		
		長光寺本堂	大久保	大久保町谷八木742		
		圓通寺本堂	西明石	鳥羽1592		
		来迎寺本堂	大久保	大久保町八木310	昭和3年	
		威徳院本堂	二見	二見町西二見943		
		極楽寺本堂	大久保	大久保町西島1100	寛政13(1801)年	
		延命寺本堂	魚住	魚住町金ヶ崎898		
		常徳寺本堂	二見	二見町福里556		
		正徳寺山門	明石東部	大観町12-5	明治16年	
		教尊寺山門	大久保	大久保町大窪984		震災後再修復
		来迎寺山門	大久保	大久保町八木310	昭和3年	
		威徳院山門	二見	二見町西二見943		
		常徳寺山門	二見	二見町福里556		
		龍泉寺観音堂	西明石	藤江1305		
		遍照寺薬師堂	魚住	魚住町長坂寺513		
		慈泉寺書院	明石東部	野々上1-17		
		正覚寺鐘樓堂	魚住	魚住町金ヶ崎1368		
		威徳院津裡	二見	二見町西二見943		
	神社建築	青龍神社本殿	西明石	藤江字出の上1191		
		林神社本殿	西明石	宮の上5-1		
		天神社本殿	明石東部	大蔵天神町2-7		
		楠神社本殿	明石東部	人丸町1-26		
		素盞鳴神社本殿	明石東部	太寺天王町2840		
		浜西神明神社本殿	魚住	魚住町清水574	昭和元(1926)年	
		楠神社幣殿	明石東部	人丸町1-26		

表2-4-2 調査等で把握された保存を検討すべき未指定歴史文化遺産（所有者アンケートによる）

分類	区分	名称	地区	住所	時代	概要
建造物	神社建築	林神社拝殿	西明石	宮の上5-1		
		天神社拝殿	明石東部	大蔵天神町2-7		
		柿本神社拝殿	明石東部	人丸町1-26		
	石造物(寺院)	観音寺石燈籠	二見	二見町東二見1643	不明	
		威徳院石燈籠	二見	二見町西二見943		
		常楽寺石燈籠	大久保	大久保町大久保町848		「石灯籠他」と回答。
	石造物(神社)	林神社石燈籠	西明石	宮の上5-1		
		天神社石燈籠	明石東部	大蔵天神町2-7	文久2	文久二壬戌年の石灯籠(一組)
		住吉神社石燈籠	魚住	魚住町中尾1031		敷地内に古い年代のものが複数ある。建立年と奉納者の資料あり。
		素盞鳴神社常夜燈	明石東部	太寺天王町2840		
		青龍神社鳥居	西明石	藤江字出の上1191		
		天神社鳥居	明石東部	大蔵天神町2-7		
		住吉神社鳥居	魚住	魚住町中尾1031		敷地内に古い年代のものが複数ある。建立年と奉納者の資料あり。
		素盞鳴神社手水鉢	明石東部	太寺天王町2840		
彫刻	彫刻(寺院)	神応寺修行大師像	明石東部	林2-14-3	昭和8年	
		西東光寺仏像	大久保	大久保町松陰143		詳細不明
	彫刻(神社)	青龍神社狛犬	西明石	藤江字出の上1191		
		素盞鳴神社狛犬	明石東部	太寺天王町2840		
		浜西神明神社狛犬	魚住	魚住町清水574		天保十二年九月吉日銘の狛犬(一組・現地調査確認済み)

3. 地域別に見た歴史文化遺産の分布

明石市の歴史文化遺産の分布を地域別にみた。下図には、所在が明らかではない歴史文化遺産と個人所有の歴史文化遺産を示している。

地域別に指定、未指定の歴史文化遺産の件数をみると、明石東部が293件と最も多い。

明石東部では、城下町を物語る歴史文化遺産のみならず、明石市立文化博物館に所蔵、寄託されている美術工芸品等、街道文化を物語る大蔵谷の民俗文化財、中崎公会堂などの近代明石の歴史文化遺産など、多様な種類の歴史文化遺産を今に伝えている。

西明石では、旧小久保跨線橋や岩佐家住宅などの指定文化財に加え、87件の未指定の歴史文化遺産を数える。そのなかでも風俗慣習が26件と多いことが特徴である。

大久保地区では、指定文化財である高丘古窯跡群の他、未指定の歴史文化遺産が133件と明石東部に次いで多く、そのなかでも、神社が18件と明石東部に次いで多い。また石造物が38件、風俗慣習が21件と多いことが特徴である。

魚住地区では、住吉神社の石造燈籠や楼門、能舞台などの指定文化財や茨木酒造などの登録文化財に加え、119件の未指定の歴史文化遺産を数える。このなかで、石造物が46件、風俗慣習が15件、史跡が14件を数えることが特徴である。

二見地区では、横河重陳墓や瑞応寺のそてつなどの指定文化財に加え、68件の未指定の歴史文化遺産を数える。歴史文化遺産は海岸沿いに分布することも特徴である。

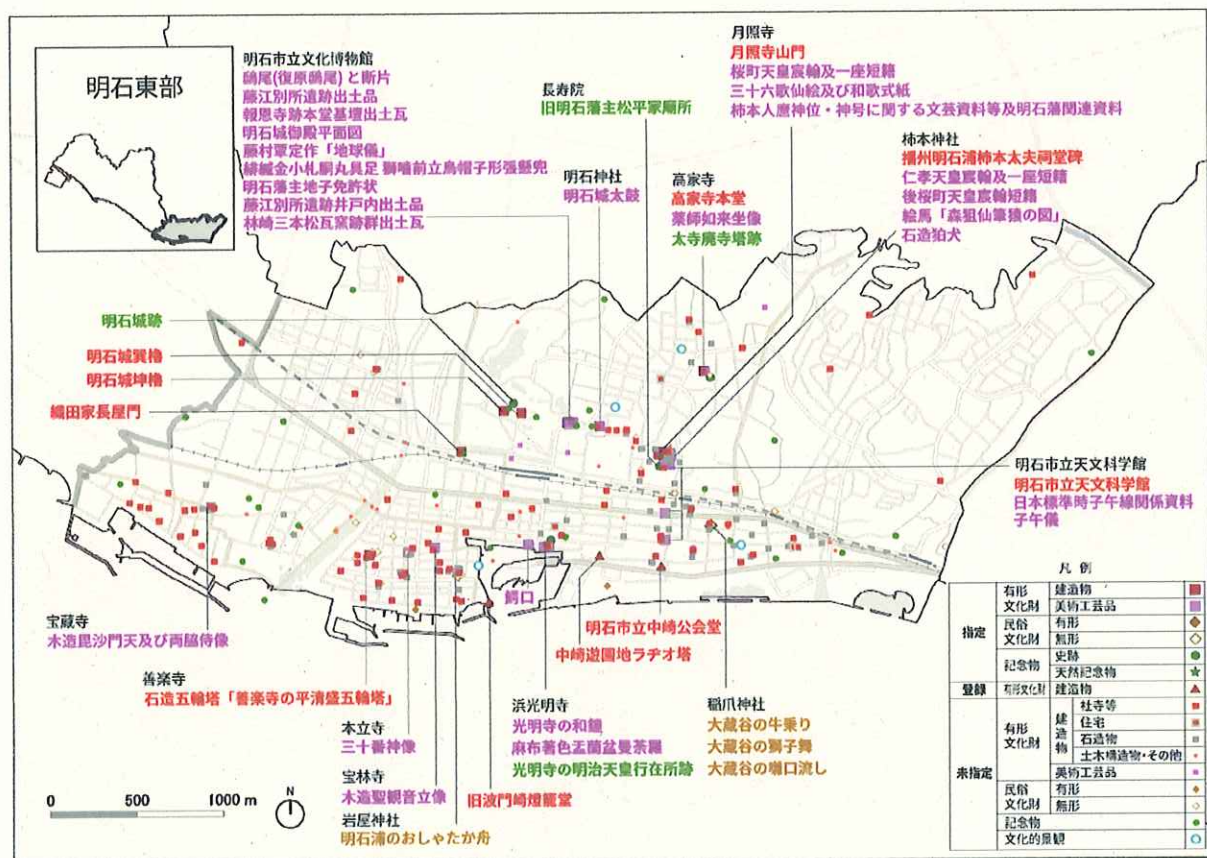


図2-2 明石東部の歴史文化遺産の分布

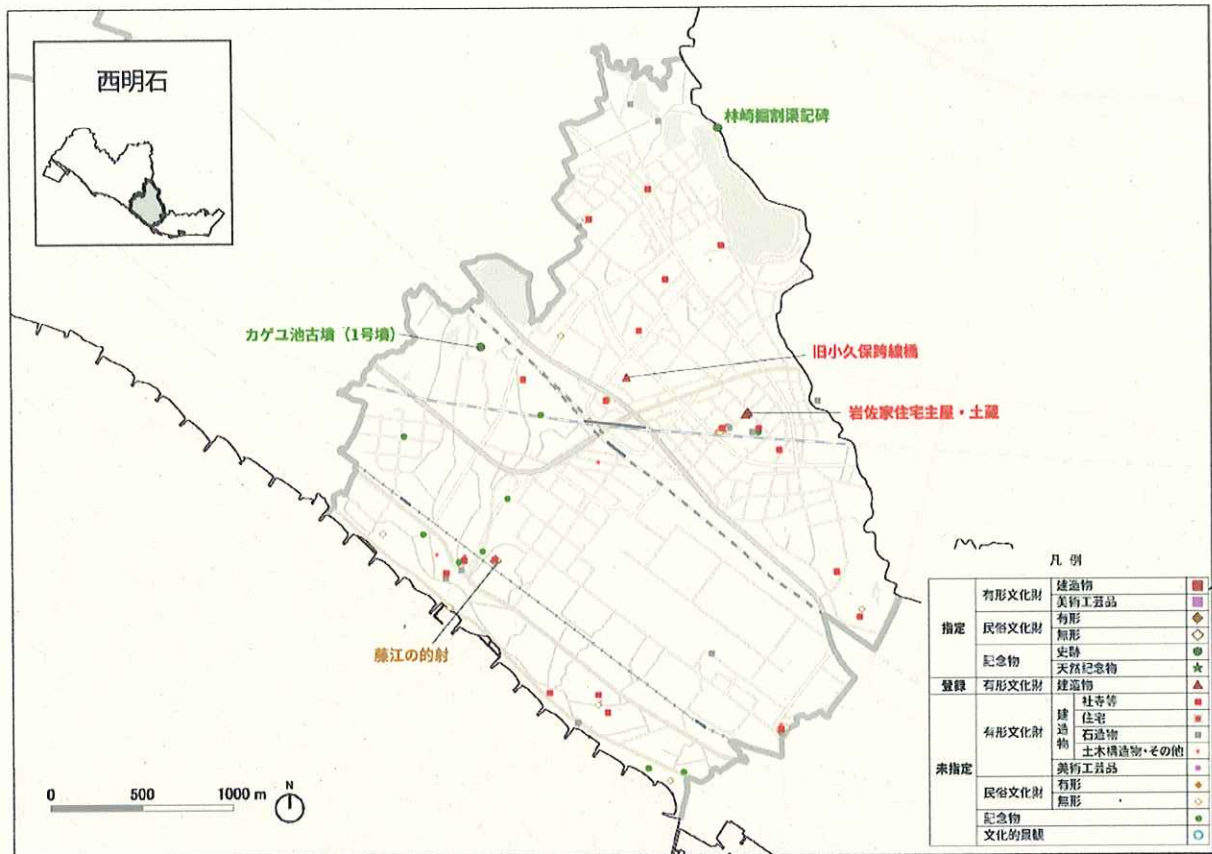


図 2-3 西明石地区の歴史文化遺産の分布

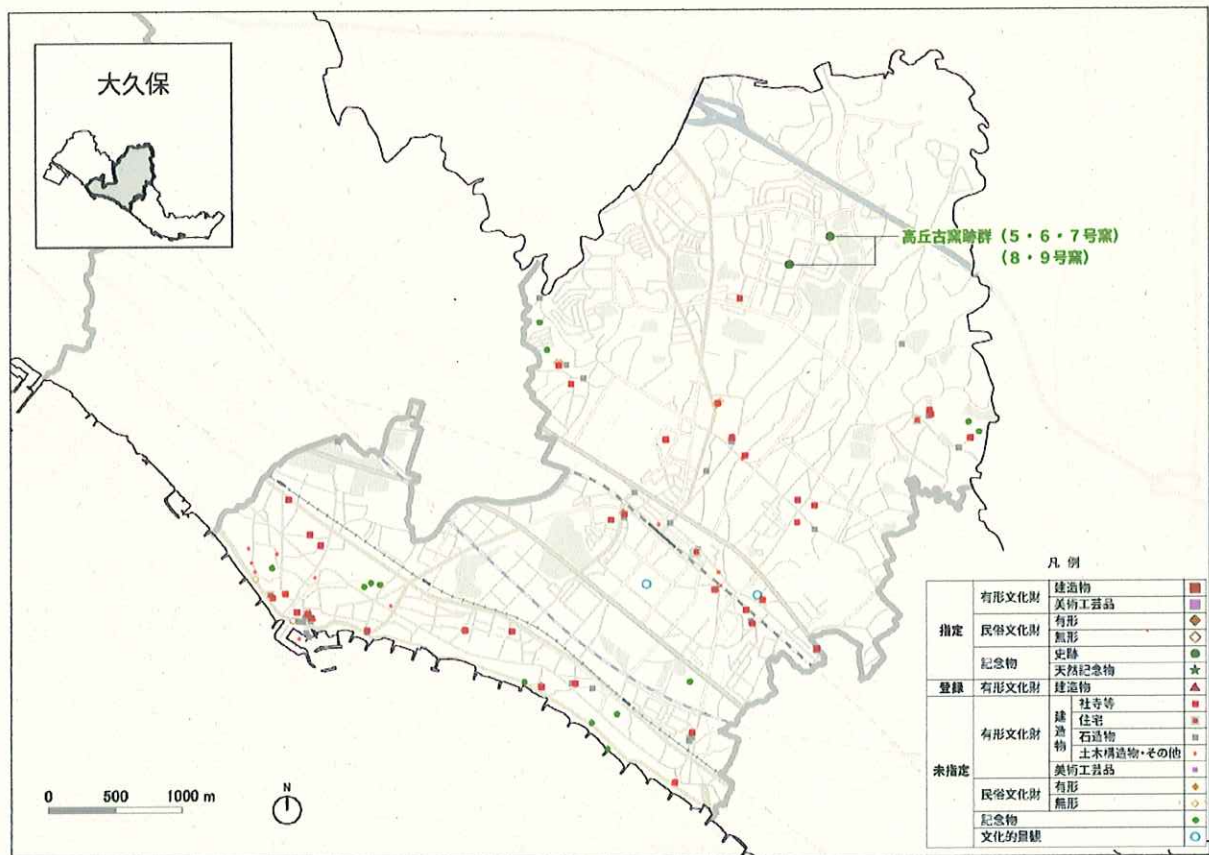


図 2-4 大久保地区の歴史文化遺産の分布

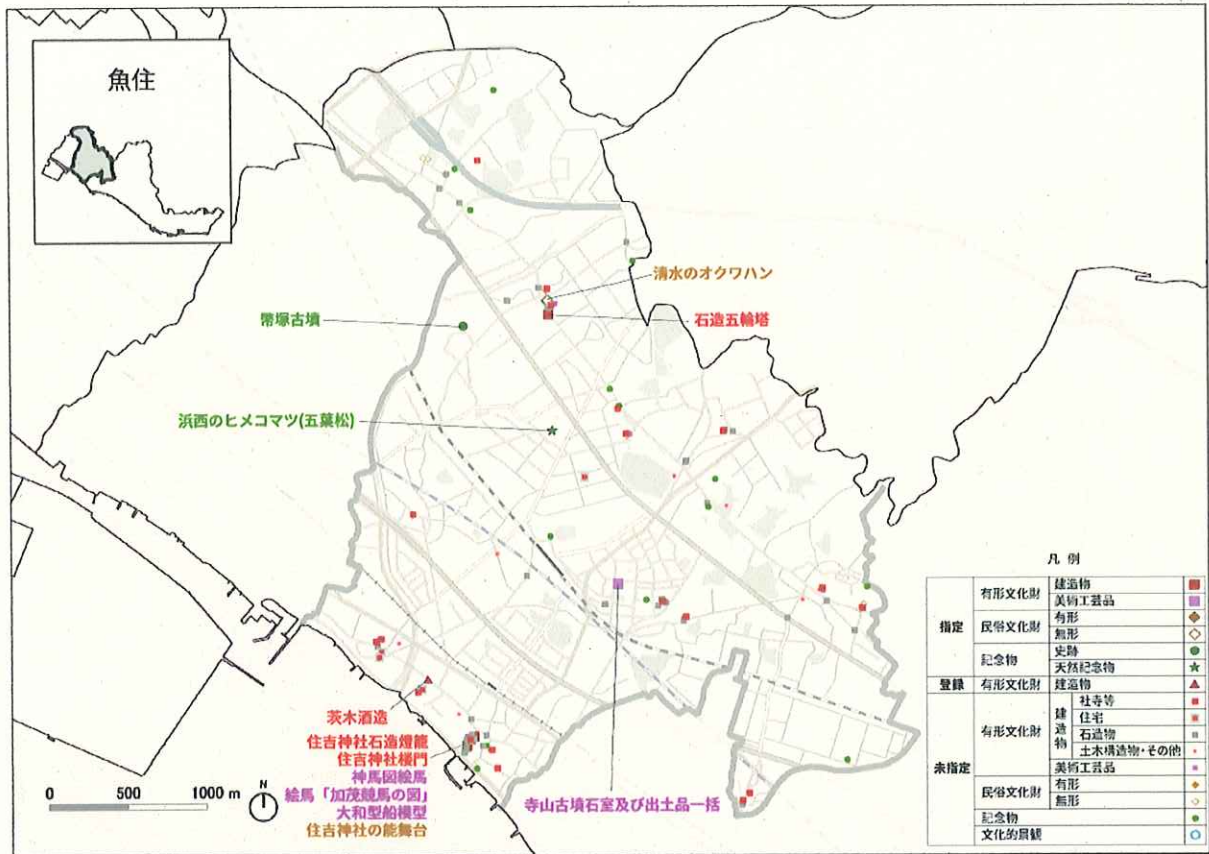


図 2-5 魚住地区の歴史文化遺産の分布

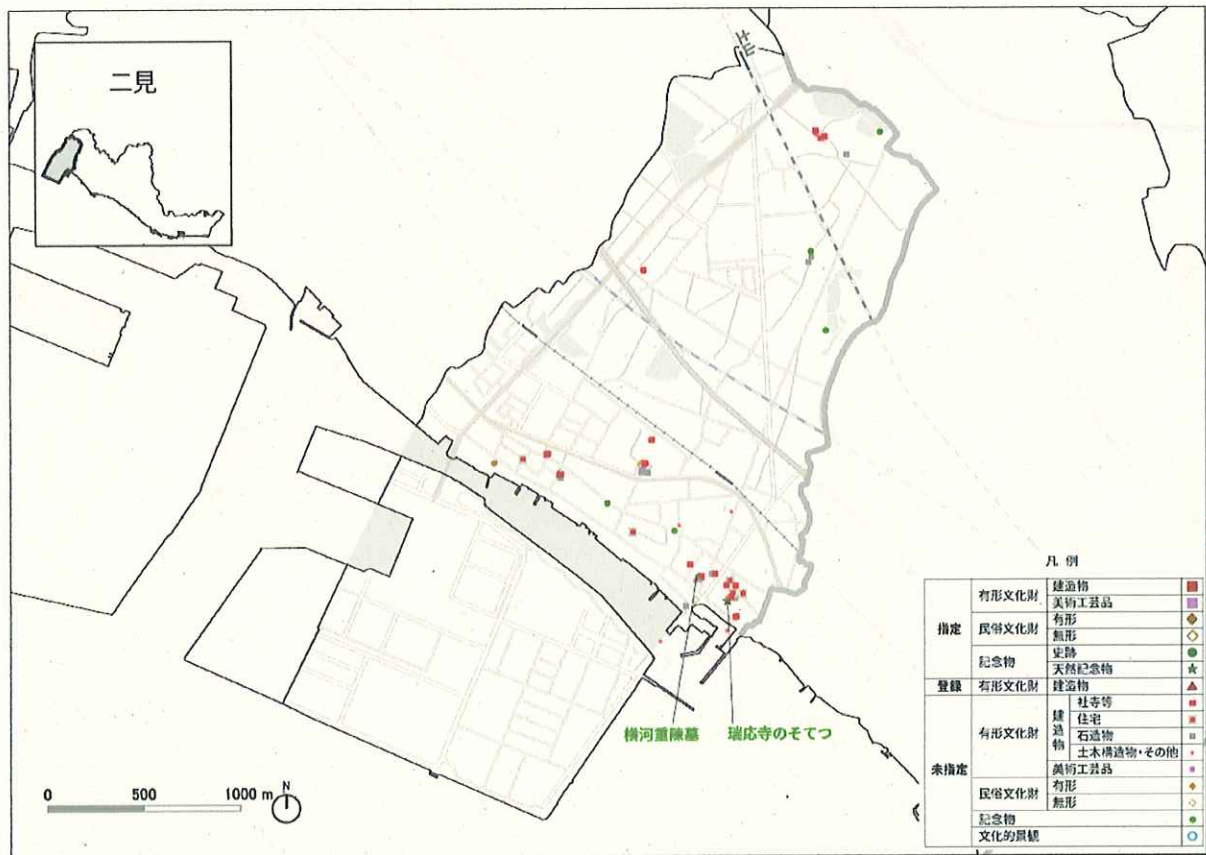


図 2-6 二見地区の歴史文化遺産の分布

4. 明石市の文化財の特徴

明石市では国指定の「明石城 巽櫓」、「坤櫓」を代表として、指定・未指定の文化遺産を含めると建造物が最も多い。また、無形民俗文化財の「大蔵谷の牛乗り」や「明石浦のおしゃたか舟」を代表として、未指定の布団太鼓や年中行事が数多くみられる。

(1) 建造物

①城関連建造物（櫓）

明石城の巽櫓と坤櫓は、いずれも国の重要建造物に指定されており、明石を代表する文化財である。元和3年（1617）に小笠原忠政（のち^{ただまね}忠真）が松本より明石に国替えとなり明石川河口の船上城に入り、明石藩が成立した。その後、現在の地に明石城が築かれたが、明石城の象徴でもある本丸に残る巽櫓と坤櫓は元和5～6年（1619～20）に建設された。

巽櫓は三層で桁行5間（9.09m）、梁間4間（7.27m）、高さ7間1寸（12.19m）の隅櫓で、入母屋造であり、船上城から移築したものと伝えられている。

坤櫓は、三層の隅櫓で、天守台のすぐ南にあり、天守に代わる役割を果たしていたものと考えられる。桁行6間（10.90m）、梁間5間（9.09m）、高さ7間2尺9寸（13.60m）の入母屋造で、伏見城のものであると伝えられている。平成7年（1995）の兵庫県南部地震により大きな被害を受けたが、大規模な修復が行われ、その美しい姿がよみがえっている。

また、令和元年（2019）は明石城築城400年の節目の年になり、石垣前面の樹木の剪定などにより、石垣の威容が際立ち、儒学者兼山に命じて明石城内十景を選んだ時に生まれた雅名である「^{きしんじょう}喜春城」を彷彿とさせる。

明石城跡の史跡指定地は県立明石公園に全域が含まれるが、公園施設の野球場、陸上競技場などが指定区域の内側にあつて区域外となっている。

②寺院建築

指定文化財のうち、寺院建築としては、^{こうけい}高家寺本堂が県指定、月照寺山門が市指定となっている。高家寺本堂は元和年間（1615～1623）に明石城主である小笠原忠政が再建したといわれており、「高家寺文書」から、寛文4年（1664）までには建立されていることがわかっている。本堂は正面5間（9.1m）、側面5間（9.1m）で向拝を持つ寄棟づくりの建物であり、市内で最古の仏堂である。月照寺山門は小笠原忠政以来の明石藩歴代城主の居屋敷^{いやしきくろね}敷曲輪（邸宅）の切手門（正門）であり、月照寺記録からは、明治4年（1871）の廃藩置県に伴って月照寺の山門として移築されたことが確認でき、明石城の遺構として数少ない建築のひとつである。また、同山門は伏見城の薬医門であったと伝えられる。



正覚寺鐘楼

未指定の歴史文化遺産のうち、寺院建築については、明石市史に掲載されている75件の寺院を対象に調査を実施した。対象とした寺院にアンケートを実施した結果、正徳寺本堂・山門、正覚寺鐘楼堂、慈泉寺書院、教専寺本堂・山門、龍泉寺本堂・観音堂、長光寺本堂、圓通寺本堂、遍

照寺薬師堂、来迎寺本堂・山門、威徳院本堂・山門・庫裏、極楽寺本堂、延命寺本堂、常德寺本堂・山門の20件が今後指定に値する価値を有する建築物であるとの回答を得た。

寺院建築の多くは建て替えが進んでいるが、アンケート調査から判明した建設後50年を経過した建築物が20件に上るため、これらの詳細についての調査を実施した上で、価値が明らかとなった寺院建築については文化財指定等の検討が必要となる。



正徳寺山門

③神社建築

指定文化財のうち、神社建築としては、市指定の住吉神社楼門ならびに能舞台があげられる。楼門は慶安元年（1648）に和坂村大工・山崎清左衛門が建立し、元禄元年（1688）に修理したとの記録が残っており、二階づくりの門は江戸時代初期の様式をよく伝えている。能舞台は市内で唯一残るもので、山門、楼門、能舞台、拝殿、本殿と一直線に並んでいる東播磨の典型的な様式を踏襲している。小笠原忠政が建立、寄進したといわれる江戸時代初期から中期の様式を残している。



青龍神社拝殿・本殿

未指定の歴史文化遺産のうち、神社建築については、明石市史に掲載されている89件の神社を対象に調査を実施した。神社にアンケート調査を実施した結果、青龍神社拝殿・本殿、林神社本殿・拝殿、天神社本殿・拝殿、柿本神社本殿・幣殿・拝殿、素盞鳴神社本殿、浜西神明神社本殿・日向堂の12件が今後指定に値する価値を有する建築物であるとの回答を得た。

このうち、浜西神明神社日向堂は、平成20年に新築されているが、第7代明石藩主松平日向守信之による新田開発や加役免除、官道整備などの恩恵を偲んで建立された供養塔である。現在も毎年旧暦の7月22日には供養祭や日向祭りが地域住民によって行われている。

神社建築は、本殿などで建て替えが進んでいるものもあるが、アンケート調査から判明した建設後50年を経過した建築物が10件にのぼるため、これらの詳細について調査を実施した上で、価値が明らかとなった神社建築については文化財指定等の検討が必要となる。

④教会建築

明石市史に掲載されている教会建築は7件で、そのうち日本基督教団明石教会は明治11年（1876）に米国殿堂会社が県の宣教師から受洗した19名の信徒をもって樽屋町に設立された明石市最初のプロテスタント教会である。昭和20年（1945）の空襲で会堂は焼失したが、昭和33年（1958）



日本基督教団明石教会

に新会堂の献堂式が行われた。高山右近が船上城を建設したこともあり、明治の早い時期に教会が設立されたが、建築物としては、建て替えが進んでいる。

⑤住宅

指定文化財は市指定の織田家長屋門、国登録の岩佐家住宅主屋・土蔵の2件を数える。織田家長屋門は明石藩歴代家老、重臣屋敷を偲ぶことができる市内唯一の長屋門であり、江戸時代初期の建築である。同長屋門は船上城から移築されたといわれている。

岩佐家住宅は明治37年(1904)に建てられたもので、明治以降の典型的な農家の様式を示しており、現存する数少ない農家建築である。主屋は木造2階建てで外壁を黒漆喰塗とする塗屋でむくり破風とともに重要な外観を見せている。土蔵は木造2階建てで、外壁は白漆喰塗、屋根は本瓦葺の切妻造である。

未指定の歴史文化遺産のうち、住宅は19件を数え、明石市都市景観形成重要建築物に指定されている、大塩邸や卯月邸、服部邸などの大蔵谷宿場町の住宅(明石東部)、中山邸などの農家建築やト部邸などの酒造家建築(大久保)、茅葺の主屋を持つ安達邸や酒造家の原邸・藤井邸ならびに農家建築の丸尾邸(魚住)、尾上(てる予)邸や廻船問屋の増本邸、肥料問屋の尾上(清茂)邸、橋本関雪の白沙荘、庄屋の小山邸(二見)など、明石の生業に関わる歴史文化を残す建築物である。

住宅建築は地区別にみると二見地区が6件と最も多いが、明石の歴史文化の特徴を示す住宅建築も、いまだ数少ないものの残されているため、建て替えが進む前に調査を実施すると共に、保全と活用の方向性を検討することが必要である。

⑥その他の建築物

その他の建築物としては、明石市立天文科学館、明石市立中崎公会堂などが国の登録建造物、茨木酒造木造蔵が県の登録建造物となっている。明石市立天文科学館は昭和35年(1960)6月10日に開館した現存する天文科学館のなかでは日本で最初に落成した科学館である。日本標準時子午線と表示された時計塔は子午線を示す標柱としての役割を持っており、明石のランドマークとなっている。また、プラネタリウムも現在稼働しているものとしては最古のものである。

明石市立中崎公会堂は、明治44年(1911)に明石郡に建設され、大正8年(1919)明石市となった時に市の所有となった公会堂で、木造トラス構造の平屋建てである。明石市で最も古い公共建築である。

江井ヶ嶋酒造や太陽酒造には昔ながらの木造蔵が残る。

これらの建築物は子午線の街・明石、夏目漱石も訪れた交流の歴史文化、明石の特徴的な生業である酒造の歴史文化を色濃く残し、明石の歴史文化の特徴を示す貴重な建築物であるといえる。

⑦石造物

石造物のうち、指定建造物としては、県指定の住吉神社石燈籠、西福寺の石造五輪塔、市指定の善楽寺石造五輪塔、国登録の旧波門崎燈籠堂の4件を数える。

住吉神社の石燈籠は高さ 193cm、花崗岩製で竿石に文和四年（1355）の刻銘があり、均整のとれた全姿と格狭間、わらび手などの細部は時代の特徴をよくあらわしている。

西福寺の石造五輪塔は高さ 2 m 程度で、貞和二年（1346）二月時正の銘が彫られている南北朝時代の作である。この五輪塔は南北朝の動乱による犠牲者を弔う供養塔として建てられたものと伝えられている。

善楽寺の平清盛五輪塔は高さ 3.36m の花崗岩で造られたもので、「平相国清盛菩提塔」と記した石柱があり、室町時代の特徴をよく示して、明石の石造物としては価値が高い。

旧波門崎燈籠堂は、明石港の灯台として沖合に新灯台が建設された昭和 38 年（1963）まで 300 年以上にわたり、明石の濤標^{みおつくし}として水運の発展に寄与してきた構造物である。設置年代は日本で 2 番目に古く、同じ形態の石造灯台としては一番古いものであり、平成 11 年（1999）に海上保安庁から明石市に譲渡され、現在も海峡に面したランドマークとなっている。

未指定の歴史文化遺産に関する調査の結果、市内では石燈籠や常夜燈、五輪塔、道標などの石造物が 198 件確認されている。このうち、社寺のアンケート調査の結果から、青龍神社の鳥居、林神社の石燈籠、天神社の石燈籠・鳥居、観音寺石燈籠、威徳院の石燈籠、住吉神社の石燈籠・鳥居、常楽寺の石燈籠、素盞鳴神社常夜燈・手水鉢の 11 件が歴史的価値ある石造物である。この他にも近世以前の刻銘が確認される歴史的価値ある石造物が残されており、地域毎の歴史を示す遺産であることから、その管理を継続していくことが重要である。



素盞鳴神社常夜燈

⑧土木構造物

明石の近代を物語る土木構造物としては、国登録の旧小久保跨線橋と中崎遊園地ラヂオ塔の 2 件を数える。旧小久保跨線橋は現在の JR が鹿児島線の鉄道橋として明治 23 年（1890）にドイツの会社に発注したトラス桁で数十年使用したものを昭和 2 年（1927）にそのうちの 2 連、長さ 65 m を西明石駅構内の小久保の跨線橋として再利用したものである。平成 6 年（1994）に役目を終えた後、そのうちの 1 基を西明石の上ヶ池公園に移設し、公園内の遊歩道の一部として活用されている。

ラヂオ塔は、ラジオの受信契約を増やすための販売促進の一環として全国各地で約 460 基のラヂオ塔が建設された。現代では全国で 20 数基、兵庫県内では明石と神戸にそれぞれ 1 基ずつ残るのみである。

未指定の土木構造物としては 16 件を数え、漁業の盛んな明石らしく、二見港や林崎漁港などの港湾、下水道^{げすいどう}、截頭卵形渠、山陽電鉄などの橋梁、疏水関連施設などがあり、明石の産業振興などを物語る歴史文化遺産である。



漁船の停泊する漁港の風景

(2) 美術工芸品

① 絵画

指定文化財としては、県指定で浜光明寺に所蔵される麻布著色孟蘭盆会曼荼羅、住吉神社の神馬図絵馬、市指定の住吉神社の絵馬「加茂競馬の図」、柿本神社の絵馬「森狙仙筆猿の図」、本立寺の三十番神像の5件を数える。

麻布著色孟蘭盆会曼荼羅は、朝鮮からの伝来図で、幅 135cm、長さ 215cm の軸物で、仏や菩薩のため様々な供養物を壇上に献じ拝礼する人物が描かれている。

住吉神社の神馬図絵馬は天明4年(1784)に円山応挙の筆で江井島の市場屋庄助が奉納したものである。

市指定の住吉神社の「加茂競馬の図」は、天明8年(1788)の江戸中期の画家である石田遊汀の筆によるもので、京都の加茂競馬を描いたものである。額縁の墨書によって江井ヶ島の市場屋久五郎が奉納したことがわかる。

柿本神社の「森狙仙筆猿の図」は、墨書に「文化十一年甲戌三月」(1814)と狙仙による筆・印が捺されている。狙仙の猿のうちでも製作年次が明らかであるものは貴重である。

本立寺の三十番神像は、神仏習合の信仰による毎日交代で国家や国経典を守護するとした30柱の神々のことで、当該画像は15世紀頃の製作と推定される縦六段、横五列に三曲屏を背にした坐像形式の三十神を描き、縦91.4cm、横47.4cmの室町時代に多い目の粗い絵絹を使用した額形式をとっている。剥落退色が進んでいるが赤色系顔料は概ね保存状態が良好である。

未指定の歴史文化遺産の絵画は1件である。今後は、住吉神社や柿本神社の絵馬などの発見経緯などから、社寺を中心とした絵画に関する調査が必要である。

② 彫刻

彫刻の指定文化財は、県指定の宝林寺の木造聖観音立像、高家寺の薬師如来坐像、市指定の柿本神社石造狛犬、宝蔵寺の毘沙門天及び両脇侍像の4件を数える。

木造聖観音立像は、典型的な藤原時代末期の様式を示している寄木造で、右手は垂下、左手は屈臂して蓮華を持っており、定朝様式の優美さを示している。

薬師如来坐像は、白鳳時代の太寺廃寺跡に小笠原忠政によって再建された高家寺の本尊として祀られている。仏高83cmの寄木造で、典型的な藤原後期(12世紀)の様式を示している。

柿本神社の石造狛犬は台座に宝暦4年(1754)の銘があり、市内の石造狛犬の中で最も古く最大の狛犬である。また、播磨地方でも最も古いとされている。本体は砂岩製、台座は花崗岩製である。

宝蔵寺の木造毘沙門天及び両脇侍像は、鎌倉時代の様式をとどめている室町時代初期の彫刻である。寺伝によれば、応永3年(1396)閏5月2日夜、藤原左近なるものが明石沖より引き上げたものであると伝えられ、「林の毘沙門さん」として親しまれてきた像である。未指定の歴史文化遺産の彫刻は13件で、神社の狛犬が多く、これら



大久保住吉神社の狛犬

の神社に所蔵される石造彫刻は、銘によりその年代が明らかとなることが多く、地域の由来を知るための縁ともなる。このため、各地域で調査を実施した上で、保存と管理の継続が重要となる。

③工芸品

工芸品の指定文化財は、市指定の光明寺の和鐘、明石城太鼓、明石城御殿平面図、藤村葺定「地球儀」、柴屋町地域講中の鰐口の5件を数える。

和鐘は享保14年(1729)7月15日に鑄造された袈裟状の和鐘で、胴には四天王像四駆・鳳凰・獅子を浮き彫りで表した江戸時代の傑作といえる。銘の撰文には京都浄土宗大本山知恩寺第44世西音大僧正、治工に藤原国次とあり、慶長以降の和鐘では数少ないものである。

明石城太鼓は築城以来、太鼓門に置かれ、時刻を知らせていたものである。胴はケヤキ造、中央部の周囲は約270cm、直径80cm、全長84cmで、内側には歴代の藩主が皮の張替修理をしたことを示す墨書銘もある。現在、明石神社が所蔵している。

明石城御殿平面図は、表御殿、奥御殿に分かれていること、廓は周囲に堀をめぐらし「くずし」の形をとっていること、南東に表門の切手門、北方に裏門の蓮の門を設けて厳重にかまえられてきたこと、東西216m、南北140.4m、面積28,660.5㎡の広大な規模であったことがわかり、藩主の居館の理解のために欠くことができない図面である。

「地球儀」は、弘化4年(1847)3月に藩主松平慶憲の命令で藩士藤村葺定が作成したもので、本体は直径35cm、全体の高さ55cm、台の最大幅は52.5cmである。地球儀の原資料は高橋景保の「万国全図」(1804~1818)と推定される。現在、明石市立文化博物館で所蔵されている。

未指定の工芸品は2件でいずれも個人蔵である。工芸品についても、社寺などが所蔵している場合には、劣化などの恐れも懸念されるため、今後は、調査などを実施した上で、価値あるものの保存と活用の措置を検討することが必要とされる。

(3) 歴史資料

①書跡・典籍

国指定の書跡としては、月照寺所蔵の桜町天皇宸翰及一座短籍、柿本神社所蔵の後桜町天皇宸翰短籍と仁孝天皇宸翰及一座短籍の3点である。なお宸翰とは天皇自筆の文章で、短籍とは短く切った紙のことである。

市指定の書跡としては、月照寺所蔵の三十六歌仙絵及び和歌式紙、柿本神社所蔵の柿本人麿神位・神号に関する文芸資料等及明石藩関連資料の2点である。

三十六歌仙絵及び和歌式紙は、土佐広澄が宝永2年(1705)に描いたもので、極彩色で表現されている。和歌は江戸時代前期の公家・学者・歌人であった飛鳥井雅章が書いたもので絵は大和絵の伝統を受け継ぎ優美である。

柿本人麿神位・神号に関する文芸資料等及明石藩関連資料は、享保8年(1723)に人丸社に「正一位柿本大明神」の神位神号が宣下され、月照寺は永代勅願寺となったが、これらの記録は当時の事情や背景を知ることができる貴重な史料である。

未指定の書跡・典籍は8件で、月照寺所蔵の肥前島原嶺良成百首和歌などが含まれる。これらの書跡などについても、劣化を防ぐための措置が必要とされる。

②古文書

古文書のうち指定文化財は、市指定の明石藩主地子免許状1件で、明石藩主が代々、街が繁栄することをめざして町民に地租を免除した書状で、明石藩行政を知る上で重要な史料である。廃藩置県の後、町村制実施に伴い、明石町役場に引き継がれたものである。

未指定の古文書は47件で、大久保本陣の安藤家に残された天保8年(1837)に作成された「御用人宿并人別銭ニ而渡し方扣帳」などが含まれる。これらの古文書についても、劣化を防ぐための措置が必要とされる。

③考古資料

指定文化財の考古資料としては、県指定の鷗尾と断片、藤江別所遺跡出土品、報恩寺跡本堂基壇出土瓦、市指定の藤江別所遺跡井戸内出土品、林崎三本松瓦窯跡群出土瓦、寺山古墳石室及び出土品一括の6件である。

鷗尾と断片は、高丘3号窯より出土した鷗尾一對及び破片1個で、8世紀前半ごろに制作されたものと考えられる。

藤江別所遺跡からは、井戸内から古墳時代の土器と共に腕飾りの車輪石や銅鏡などの遺物が出土している。

報恩寺跡は、長らくその所在が不明であったが、平成4年(1992)の発掘調査でおびただしい数の瓦が出土し、所在が判明したものであり、瓦銘文から明徳4年(1393)に建立されたことがわかる。

市指定のうち、寺山古墳石室及び出土品一括は、古墳時代後期の市内唯一の横穴式石室を持つ古墳で、内部から馬具や刀装具、須恵器杯、高杯、甕などが出土している。

未指定の考古資料としては14件で、市内の遺跡から出土した土器や石製品がある。これらの考古資料については、記録保存などにより、明石の歴史文化を示す資料として保存することが必要とされる。

(4) 民俗文化財

①無形民俗文化財

無形民俗の指定文化財としては、県指定の大蔵谷の獅子舞、市指定の大蔵谷の囃口流し、大蔵谷の牛乗り、明石浦のおしゃたか舟、藤江の的射、清水のオクワハンの6件である。

大蔵谷の獅子舞は16世紀頃に当地に伝えられ、稲爪神社の氏子により伝承されてきたものであり、三人継ぎなど芸の大胆さがその特徴である。

大蔵谷の囃口流しも、獅子舞と同様稲爪神社で謳うもので昭和45年(1970)に復活した。また、大蔵谷の牛乗りも稲爪神社の祭礼で行われ、これも昭和46年(1971)に保存会ができて復活した。

明石浦のおしゃたか舟は明石の夏の風物詩として有名であり、櫂をつけた八艘の小船を青年が「おしゃたか」と言いながら前に投げて渡るものである。

藤江の的射は毎年1月中旬に行われ、豊作と豊漁を願う民俗芸能の大祭である。

清水のオクワハンは、田植えの無事終了と豊作を願う神事で、田植えの終わった水田を歩くものである。清水地区のオクワハンには水との結びつきを明確に伝える現在では珍しい慣行である。

未指定の文化財としては布団太鼓があげられる。布団太鼓は赤い三枚布団を屋根に頂いた祭礼山車で、明石市を中心に旧明石郡の神戸市垂水区、西区、北区淡河町、三木市にも類型が分布する。その名称は標準名で「太鼓台」と呼ばれる。太鼓台は、瀬戸内海と沿岸域にはほぼ全域に分布するが、明石の太鼓台の特徴は「一丁マカセ」であるが、現在、林神社に和坂地区から担ぎ出される一台しかない。また、「五枚布団」や「やや反り三枚布団」になったり、屋根の下に「狭間彫刻」が施されたりしているが、明石は、旧態の「赤い平三枚布団」、「雲板・狭間彫刻無し」の明石型の伝統を守っている。こうした地域性を色濃く残す明石市内にあって、現存する五枚布団型は大蔵八幡町の穂蓼神社のものしか残っていない。平成26年(2014)3月に発刊された「明石の布団太鼓」によると、現在も布団太鼓が担がれているのは40地区で、布団太鼓が廃絶・休止中が19地区になる。

また、無形民俗のうち、未指定の伝説、伝承、氏神講などの年中行事も数多くみられ、市域全体で186件があげられる。

年中行事のなかには、指定文化財になっている「的射」や「オクワハン」などの行事を継承している地区もあることから、これらの掘り起こし調査が必要とされる。

②有形民俗文化財

有形民俗として指定されているのは、住吉神社の能舞台である。市内唯一の能舞台で東播磨地方の典型的な様式である山門、楼門、能舞台、拝殿、本殿が一直線に並んで建てられている。能が地方まで伝播した江戸時代の生活文化と歴史的変遷を知る史料として貴重である。舞台の構造は江戸初期から中期の様式である。

未指定の有形民俗としては、蛸壺などの漁撈用具や酒造道具、明石焼、朝霧焼などの陶芸技術など5件があげられ、これらの技術が残されているのも明石の特徴である。

(5) 記念物

①史跡

明石市内で史跡として指定されている文化財の最大の特徴が国指定史跡明石城跡である。現在は、県立明石公園内に櫓と石垣を残す史跡である。明石城は元和5年(1619)正月に普請が始まり、翌元和6年(1620)4月に完成した城であった。天守台の石垣は築かれたが天守閣は建てられなかった城である。

県指定の史跡は高丘古窯群(5・6・7号窯)(8・9号窯)と太寺廃寺塔跡である。

市指定史跡としては、旧明石藩主松平家廟所、横河重陳墓、林崎掘割渠記碑、カゲユ池古墳(1号墳)、光明寺の明治天皇行在所跡、^{幣塚}幣塚古墳である。

高丘古窯群は斜面を利用した登り窯跡で7世紀から8世紀にかけて瓦や須恵器を焼いた窯業生産地である。

太寺廃寺塔跡は、三層以上の層塔があったと推定され、壮大な古代寺院であったことが周辺の発掘調査から明らかになっている。

市指定の明石藩主松平家廟所は明石藩主とその家族の墓59基が残されている。

横河重陳墓は地方の豪族であった横河家の墓で重陳の子孫が実績顕彰のため建立したものである。

カゲコ池古墳は6世紀の古墳で東西16m、南北10mの円墳で、藤江にある公設市場内の公園の一部となっている。

幣塚古墳は市内最大で最古の円墳で直径34m、高さ4mである。

林崎掘割渠記碑は元文4年(1739)に林崎地方6ヶ村が灌漑用水確保のため掘割を作ったことを長く子孫に伝えるために建立したものである。

光明寺の明治天皇行在所跡は、明治18年(1885)に行在所として浜光明寺の書院があてられたが、当日の調度品が庭園と共に保存され、行在所の状況が偲ばれる。

未指定の史跡は64件で、旧石器時代の西脇遺跡や古墳時代の藤江別所遺跡など発掘調査で明らかになった遺跡などが含まれる。

②名勝

名勝に関する文化財はない。

未指定のものでは、朝顔光明寺の境内にあり、『源氏物語』のなかで光源氏が月見をした池に後世、比定された「光源氏月見の池」がある。また、本松寺、円珠院、雲晴寺には宮本武蔵が作ったとされる庭が残っている。

市内の商家や洋館などの庭園は調査が進んでいないが、名勝庭園掘り起こしのため、今後の調査が必要とされる。

③天然記念物

指定文化財の天然記念物は、県指定の浜西のヒメコマツ、市指定の瑞応寺のソテツの2件である。

浜西のヒメコマツは左巻捻幹をアイグロマツに接ぎ木したもので樹齢300年とされる。

瑞応寺のソテツは、雌株で寺が天正(1573~1585)頃に建立された当時よりあったものと推察されている。樹齢は400年を超える。

未指定の天然記念物は12件で、市内各地の湧水や「どっこんしょ」と呼ばれる井戸があげられる。段丘崖から染み出る湧水が明石の酒造りなどの生業の基礎となっており、保存と活用のための方策の検討が必要とされる。

(6) 文化的景観

①漁村

明石市では文化的景観については未調査で重要文化的景観の選定は受けていないが、明石を代表する生業と人々の生活が一体となった景観を今に留めており、平成27年度文化遺産を活かした地域活性化事業を用いて、明石の漁村に関する調査結果をまとめた『明石の漁村―「鹿ノ瀬を巡る漁業とくらし」―』を刊行している。

同冊子の作成にあたっては、文献研究により明石の魚と漁について歴史的流れを把握し、各論として、林地区と二見地区の2地区を調査している。

このうち、林地区では明治18年(1885)の地図と比較すると漁業者の居住地の区割りはほとんど変わっていない。町は10軒づつの近隣組としての隣保が構成されており、地縁による漁撈集団と祭祀集団が一致している。

また、明治30年(1897)刊行の「兵庫県漁具図解」で示された捕獲魚類は現在も林地区の主要捕獲魚類となっている。さらに、伝承を伝える「雌鹿の松」や「鹿の瀬」などの地名、松江海岸の「赤石」の碑なども残されており、林崎地区は港町の文化的景観を今に継承しているといえる。



林地区の街並み

②宿場町

大蔵谷は江戸時代に西国街道が整備された後、宿場町として発展した。宝永元年(1704)には本陣1軒、旅籠屋60軒、馬46匹、駕籠問屋2軒、駕籠仲間80人を数えたとされる。

住野文書にみる「大蔵谷御本陣旅籠屋宿割附図」と現在の地図を比較すると、裏道往来(脇道)と大蔵院などの社寺の位置は当時と同様である。

現在も大塩邸や卯月邸、服部邸などの町家が都市景観形成重要建造物に指定されており、当時の面影を残している。

また、宿場町跡一帯では、穂蓼八幡神社(越智神社)の五枚布団太鼓や稲爪神社の大蔵谷獅子舞、牛乗りなどの民俗文化財や、地藏堂や地藏盆の行事が受け継がれている。

このような町割りや町家、布団太鼓、獅子舞、地藏盆などの行事から、大蔵谷地区は宿場町の文化的景観を今に継承しているといえる。

(7) その他の文化財

文化財類型にはあてはまらないが、近代の生活・文化を示す文化遺産として巾着網記念碑がある。明石市林浦では、イワシの捕獲に古くから地引網が使われてきたが、明治20年代に巾着網の導入が試みられ、イワシの大漁に林浦は活気づいたといわれている。それを記念する碑が、林小学校の校庭に建てられている。

また、明石市には江戸時代にかんがい用水として造られた、ため池が多い。そのうち、大道池と長池は、7世紀から9世紀にかけての古代山陽道に沿っている。

寛政池は、神戸市西区岩岡町秋田に所在するが、水利権が江井島にある。この寛政池は明治26年(1893)夏の干ばつの際に寛政池の樋を抜いて江井島の水不足を解消したことから、先人の功績をたたえて記念碑が建てられ、昭和30年代までは先人の苦勞に感謝して「寛政池祭」が行われていた。



巾着網記念碑
(明石郷土の記憶デジタル版)

ため池の中には番号のついた池があるが、そのうち、15、16、17号池は、淡河川・山田川疏水事業に関係して明治末期から大正初期にかけて造られた支線の新しいため池で、明石郡魚住村(現明石市魚住町)にある。

ため池は、都市化の進展とともに、大きく変貌し、現在では、農業用水の確保、洪水調節や親水公園としての役割だけでなく、水にまつわる伝説や文化などが地域の文化遺産となっている。

明石市は教育のまちとしても市政を推進してきたが、神戸大学附属明石小学校は昭和12年(1937)に建設された近代建築として今に残る。

第3章 明石市の歴史文化の特徴

明石市では、海や海峡、新田や溜池などの風土および段丘などの地勢を基盤として、明石特有の街づくりやモノづくり、布団太鼓などの人々の営みが長い時間をかけて蓄積されてきた。こうして時間をかけて作られてきた特徴的な街並みや生業、祭礼は、明石の歴史文化遺産として今も継承されている。

これらの風土、地勢、街、人の営み、歴史文化遺産で形成される明石の歴史文化の特徴は、次の図に示すように、①地勢により育まれた生業の歴史文化、②古代の足跡を語る歴史文化、③城下に花開く歴史文化、④海の道・陸の道の歴史文化、⑤近代明石を牽引した歴史文化、の5つのテーマに導かれる。さらにこれらのテーマを統合した明石市の歴史文化の特徴は、

明石海峡を望む大地を舞台に、古代から近代まで連綿と続くものづくり、城づくり、街づくりに関わる町衆が築き上げてきた歴史文化

と整理される。

明石の歴史文化のテーマ

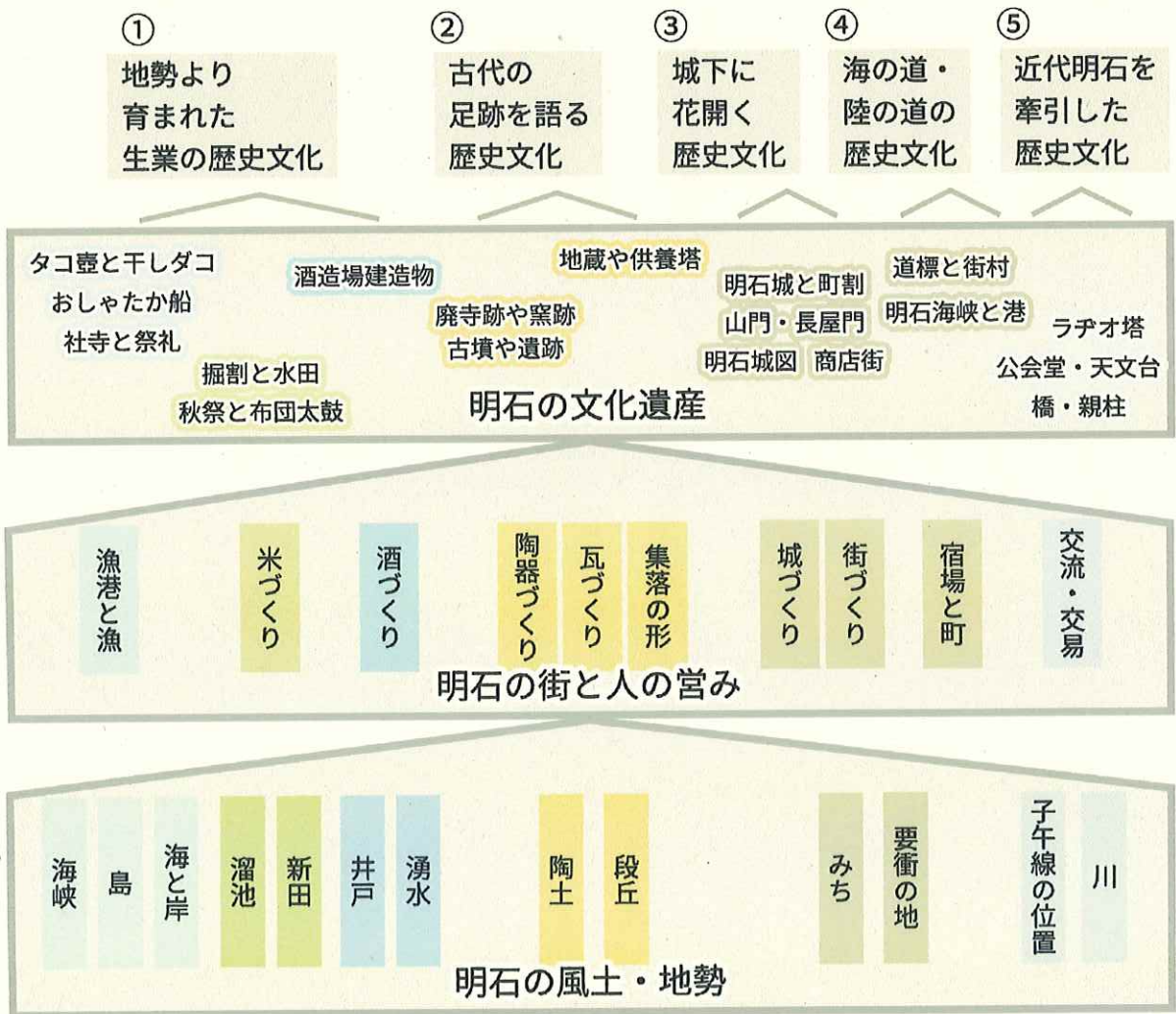


図3-1 明石市の歴史文化の特徴

1. 地勢により育まれた生業の歴史文化

明石は目の前に広がる海、台地に広がる農地と新田開発で築かれた溜池や掘割、段丘崖から湧き出る美しい水などによって、古くから多様で豊かな生業が育まれてきた。

海の恵みについては硯町遺跡から出土した飯蛸壺が物語っている。こうした海との関わりは、漁港で水揚げされる魚介類の新鮮さと豊かさ、海上安全と漁業繁栄の神である神社が残る町割り、干しダコの風景などからも、古代より連綿と現在につながっている海の生業にまつわる歴史文化を感じることができる。

一方、明石市北部で生産されている「谷米」と呼ばれるコメと大久保町から魚住町一体で湧き出る「寺水」が明石の地で江戸時代以降、酒造業を発達させた。明治に入っても27軒、2万石近くの酒造りが続いており、現在も江井ヶ嶋酒造をはじめ、市内では5社の酒づくりが操業している。コメは、江戸時代以降、新田開発が盛んに行われ、大久保町などに広がる水田、掘割やため池、コメの増産に努めた様子が林崎掘割渠記碑や庄内掘割、寛政池紀功碑がその歴史を語っている。また、野々上の田中家住宅や岩佐家住宅は明治期以降の典型的な農家の形式を示している。

さらに、高丘古窯跡群にみられるように古代から丘陵上部で窯跡が確認されている明石では、戦前までは海岸沿いに多くの瓦工場があった。

人々の暮らしに纏わる祭礼としては、無病息災を祈願する「茅の輪くぐり」神事、播磨の歴史文化を代表する布団太鼓を用いた秋の祭礼、地蔵巡りなどは今も地域で継承されている。特に林崎漁港の旧林村では、路地をはさんで顔をあわせるチョウ（丁、町）ごとの地縁による漁撈集団と祭祀集団が一致しており、子どもの成長や地域の人々の生活を見守る地蔵も町内ごとに祀られている。

このように、明石の海や農地、ため池や豊かな湧水に育まれた漁業、酒造業、農業、瓦づくりなどの生業は明石の歴史文化の大きな特徴となっている。

地勢に育まれた生業の歴史文化の構成遺産

海：硯町遺跡・赤根川遺跡（飯蛸壺の出土）、式内社岩屋神社、各地域の住吉神社をはじめとした神社、巾着網記念碑、おしゃたか舟、藤江の的射、二見の干しダコ

尾上（てる予）邸、尾上（清茂）邸、増本邸

野：大久保町等の水田、安達邸、丸尾邸（農家）、小山邸（庄屋）、山の神、清水のオクワハン

井：茨木酒造、江井ヶ嶋酒造、太陽酒造、亀の水、弘法大使の霊水、アン（庵）の井戸、

「どっこんしょ」推定場所、卜部邸、原邸

池：林崎掘割渠記碑、庄内掘割、17号池、大道池などいなみ野のため池群と水利施設

祭：茅の輪くぐりの神事、布団太鼓などの祭礼、地蔵と地蔵巡り



林崎漁港



尾上（てる予）邸
(明石郷土の記憶デジタル版)



林神社茅の輪くぐりの神事

2. 古代の足跡を語る歴史文化

明石市域のほとんどが標高 20m前後の「いなみの台地」とよばれる中位段丘面と明石川等の下流域の小規模の沖積地で構成され、平野と台地の南端部に古代の足跡を語る遺跡が分布している。

先史時代には、今から 200 万年前に生息していたとされるアカシゾウ（アケボノゾウ）やシフゾウ（シカの一種）の化石が発見されている。

さらに、旧石器時代の遺跡である西脇遺跡や藤江川添遺跡、縄文時代の藤江出ノ上遺跡、弥生時代の上ノ丸遺跡、古墳時代の藤江別所遺跡および幣塚古墳や赤根川金ヶ崎窯跡、奈良時代の硯町遺跡や太寺廃寺跡などの発掘調査が進められ、旧石器時代のナイフ形石器や縄文時代の埋設土器、古墳時代の角杯形土器や奈良時代の飯蛸壺などが出土している。特に藤江別所遺跡からは、古墳時代の車輪石（石でつくられた腕輪）、9面の銅鏡など、豪族の存在を物語る遺物が出土している。

また、明石川左岸の段丘地には奈良時代に太寺廃寺があったことが明らかとなっている。現在は天台宗高家寺境内の南東隅に塔跡が存在する。塔跡は兵庫県の指定文化財に指定されているが、平成 30 年（2018）11 月から塔跡の修繕工事を行い、基壇の縁や雨落ち溝のラインも明らかになっている。加えて、海に面した明石では、和同 8 年頃（715）に編纂された「播磨国風土記」逸文に仁徳天皇の時代に明石駅の近くに生えていたクスノキで船をつくって難波まで水を運んだという話があり、明石駅の近くに港があったことが想定できる。

赤根川流域には行基が建立したとされる天平 12 年（740）建立とされる延命寺、天平 16 年（744）建立とされる長楽寺などの寺院も赤根川下流に点在しており、古代の宗教空間を彷彿させる。

また、柿本人麻呂が謳った明石海峡の風景などの「名所」が歌碑と共に、今もその姿を留めている。

このように、遺跡や古墳、遺物などは、古代に明石の地で展開した人々の豊かな営みの様子を物語っている。

古代の足跡を語る歴史文化の構成遺産

先史：アカシゾウ発掘地、「明石原人」発見地、屏風ヶ浦海岸

遺跡：西脇遺跡（旧石器時代）、藤江川添遺跡（旧石器～江戸時代）、藤江出ノ上遺跡（縄文時代）、上ノ丸遺跡（弥生～古墳時代）、硯町遺跡（奈良時代）、太寺廃寺塔跡（奈良時代）、赤根川遺跡（奈良時代～平安時代）、瓦積の井戸（大蔵中町遺跡）

古墳：幣塚古墳（古墳時代前期）、カゲユ池古墳（古墳時代後期）、寺山古墳

窯跡：赤根川金ヶ崎窯跡（古墳時代）、魚住窯跡（平安時代）等出土品（明石市立文化博物館）

遺物：石器、土器、飯蛸壺、製塩土器、瓦など（明石市立文化博物館蔵）

文学：柿本人麻呂に謳われた名所（明石海峡の風景等）、人麻呂の歌碑



アカシゾウ発掘地
（明石観光協会）



カゲユ池古墳
（明石郷土の記憶デジタル版）



行基が建立したとされる長楽寺

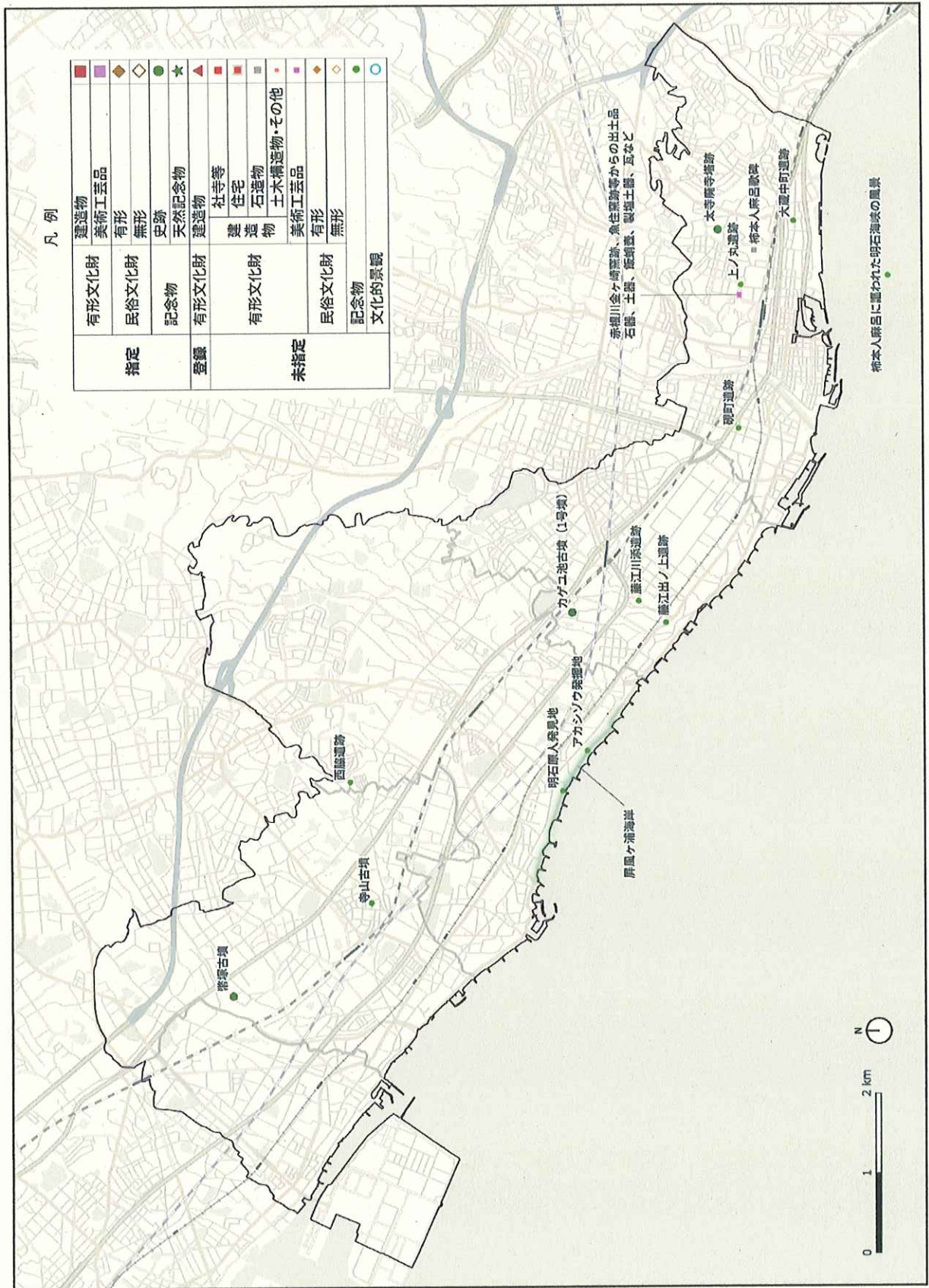


図3-3 古代の足跡を語る歴史文化の構成遺産

3. 明石城下に花開いた歴史文化

明石地域は古くより、東西交通、南北交通が交差する地域であったため、戦いの舞台となることも度重なり、城や砦が築かれた。

要衝として位置付けられてきた明石が城下町として発達するのは、近世に入ってからである。

天正13年(1585)には高山右近が船上城と城下を整備したが、街中の道が鍵型に折れていることや浄蓮寺、専修寺などの寺院が東西に並ぶように所在しており、敵を意識して備えてきた城下町であったことが今も伺える。

江戸時代になると、元和3年(1617)に明石藩が設けられ、小笠原忠政が初代明石藩主となって明石城下を整備した。小笠原忠政は明石城下と港の建設に着手し、明治に入るまで、明石城の城下町として多様な文化が花開いたといえる。

現在も明石城切手門が月照寺山門として移築されている他、明石城は巽櫓と坤櫓が国指定の重要文化財としてその威容を誇り、国史跡明石城跡は、明石公園として市民に親しまれている。

また、今も残る高家寺本堂は小笠原忠政によって再建、住吉神社は忠政が建立・寄進したとされ、第8代藩主以降の松平家の廟所や明石藩歴代家老の長屋門などからも、明石の城下が築き上げてきた歴史文化をみることができる。

さらに、小笠原忠政は、町の東部を商人と職人の地区、中央部を東魚町、西魚町など商業と港湾の地区、西部は樽屋町、材木町とその海岸部には回船業者や船大工などと漁民が住む地区という町割りがなされたが、その東魚町、西魚町にあたるのが現在の魚の棚商店街の原型になる。

城に近い一等地に魚町が置かれていたことから、当時から、明石では魚が重視されていたことがわかる。元文年間(1736~41)には東・西魚町で鮮魚店が56軒、塩干物店が50軒あったといわれる。このように明石海峡や播磨灘で獲れた鮮魚は、街の賑わいにつながり、その賑わいは今も明石の食文化としてその歴史文化を形づくっている。

明石城下に花開いた歴史文化の構成遺産

城跡：明石城跡、明石城巽櫓と坤櫓、船上城跡

藩主：旧明石藩主松平家廟所、高家寺本堂、月照寺山門、織田家長屋門

武家との関係：住吉神社楼門、住吉神社の能舞台、長寿院、本松寺、柿本神社、和歌文化

城下町：鍛冶屋町の町家、外堀、かつての大手門等の場所

絵図：「明石城御殿平面図」、「播磨国明石城図」(明石市立文化博物館蔵)

食文化：魚の棚商店街、タコ・タイなどの魚類

工芸品：明石城太鼓(明石神社)、緋絨金小札胴丸具足・明石焼(明石市立博物館蔵)



住吉神社の能舞台と楼門



月照寺山門

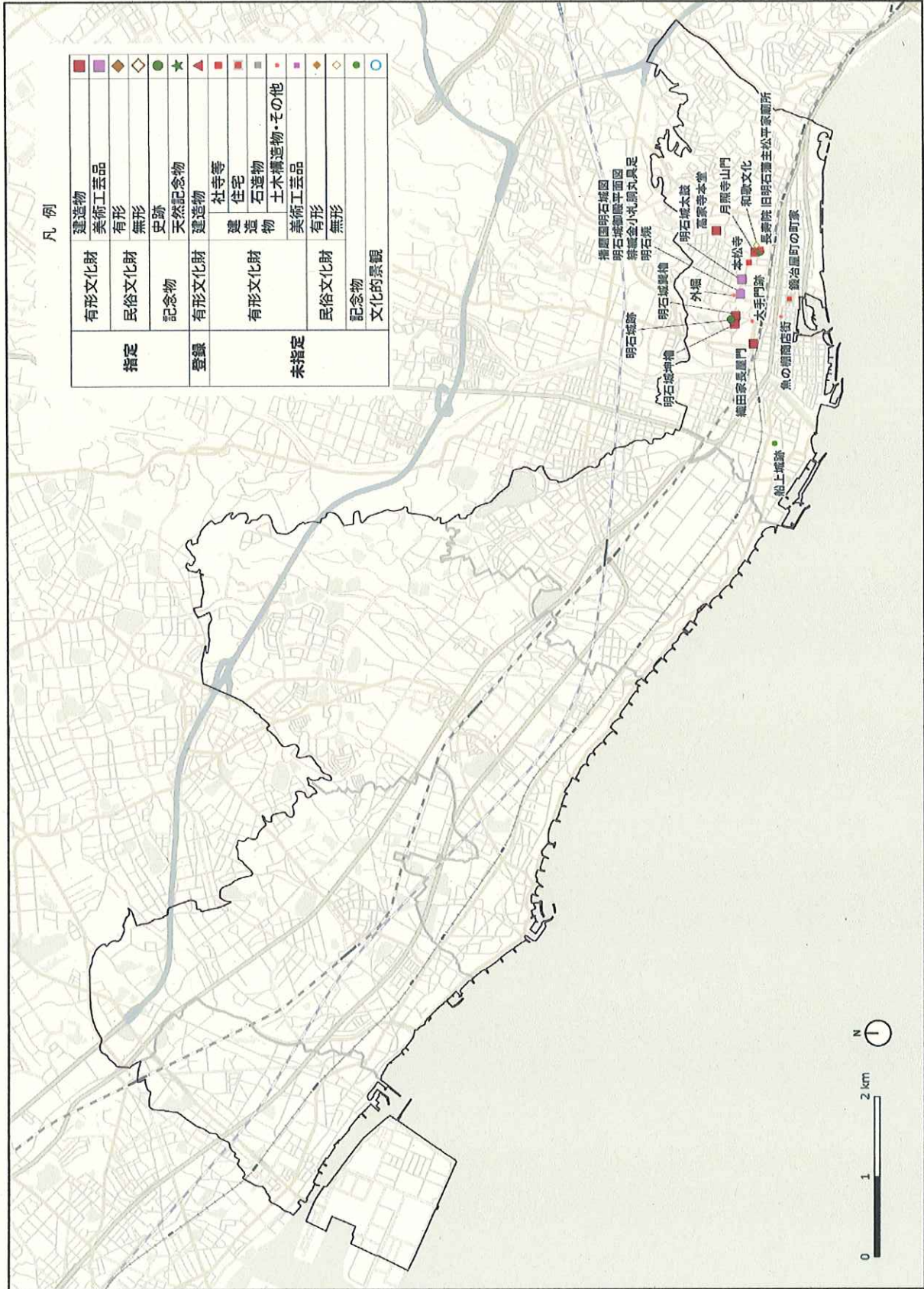


図3-4 明石城下に花開いた歴史文化の構成遺産

4. 海の道・陸の道の歴史文化

明石地域は古代より中国大陸や朝鮮半島の文化の中継地であった九州北部と日本の政治・文化の中心地である畿内地域の間位置していることから東西交通が盛んであった。また、明石海峡に面して、海の往来も活発であった。

奈良時代にはすでに全国に七道と呼ばれる幹線道路が整備されていたが、その中で都と大陸文化の玄関口である大宰府を結ぶ古代山陽道が明石市域を通過している。古代山陽道は幅員が10m以上もあり沿道には約30里(16km)間隔で瓦葺きの駅家が設けられていた。明石では二見町福里で古代山陽道跡が確認されており、道幅は古代には14mであったが、後に9mになったと想定される。現在、二見町福里の稗沢池を東西の堤防は、古代山陽道の痕跡であると推定されている。

さらに魚住町の長坂寺遺跡では兵庫県立考古博物館による地中レーダー探査の結果、地下に人為的な直線区画があることがわかった。現地に残る田んぼの区画と合わせ、一辺約80mの正方位を向く方形区画が復元でき、古代山陽道の駅家「邑美駅」跡であることも明らかになってきた。

海に目を転じると古代には摂播五泊の一つである魚住泊が設置され、中世には重源上人が魚住泊を修復するなど、港は海の道の重要な拠点であった。

江戸時代に入ると、明石市域では、大蔵谷や大久保、清水(長池)が宿場として栄え、大蔵谷宿場筋跡、大久保本陣跡周辺、旧西国街道沿いの服部邸では街道筋の雰囲気は今も残している。

また、海の道では旧波門崎燈籠堂や二見港の「ほうけん塔」など港に造られた構造物が海峡の往来を今に伝えている他、「明石型生船」の資料も収集されている。さらに、明治時代には、明治天皇の西国街道巡幸に関連する史跡として、明治天皇明石行在所や明治天皇大久保御小休所が残されている。

街道の風情を今に残す大蔵谷では、獅子舞や囃口流しなどの無形民俗文化財のみならず、町内の地蔵盆が今も継承されている。

このように海の道の拠点である港、古代山陽道からつながる街道の街並みや人々が往来した道筋に残る道標と共に、明石の地の「海の道・陸の道」の歴史文化を今に伝えている。

海の道・陸の道の歴史文化の構成遺産

海の道の拠点：江井ヶ島港、明石港、魚住港、二見港、林崎港、旧波門崎燈籠堂、明石型生船

陸の道：古代山陽道跡、長坂寺遺跡、高砂道、太山寺道道標

町並み：大蔵谷宿場筋跡の街並み、大久保本陣跡周辺の街並み

建築物：服部邸(旧西国街道沿い)、大塩邸・卯月邸(旧西国街道南側)

建造物：明治天皇明石行在所、明治天皇大久保御小休所

祭礼等：大蔵谷の獅子舞、囃口流し、牛乗り、地蔵盆



卯月邸



大塩邸



江井ヶ島港

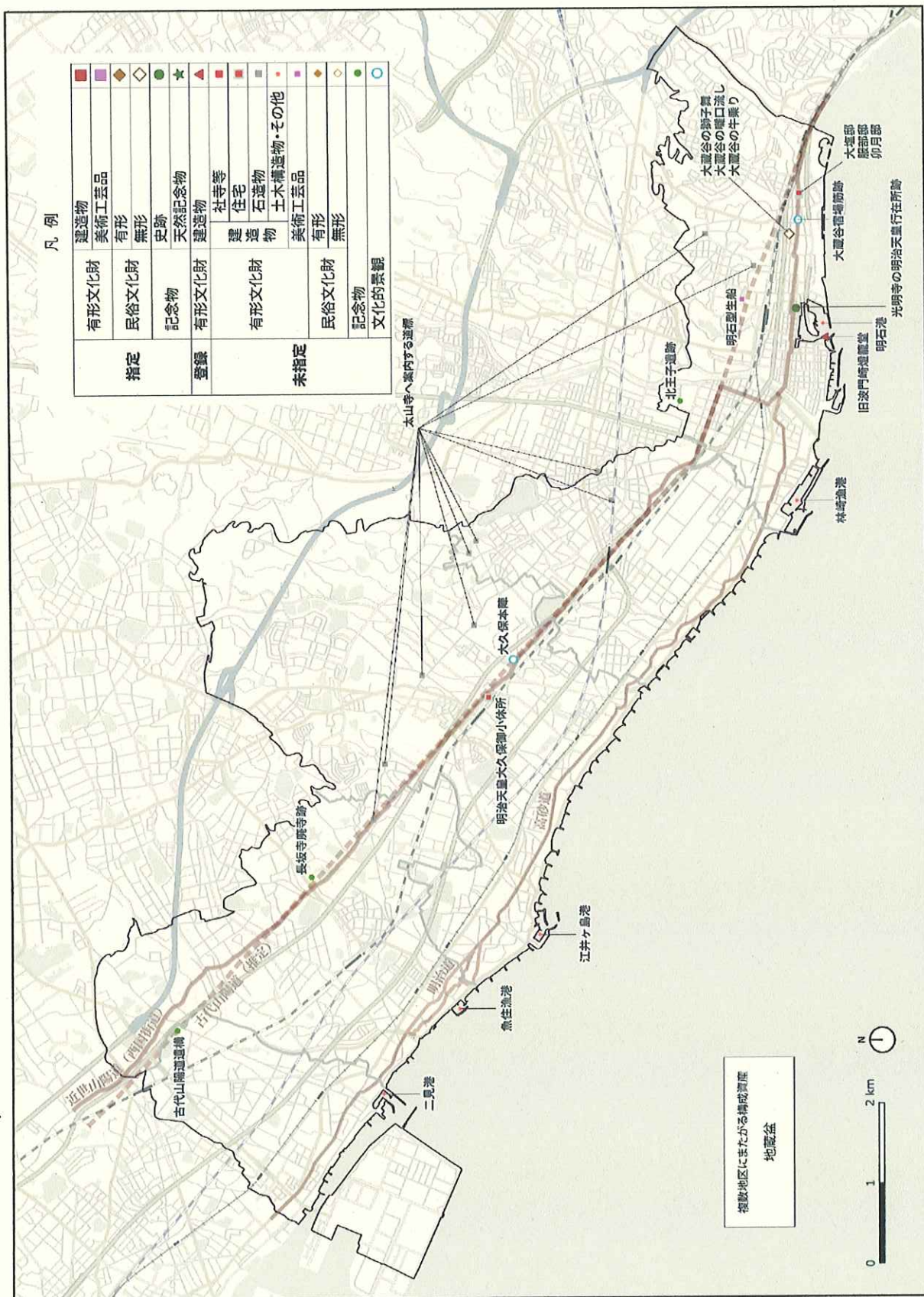


図3-5 海の道・陸の道の歴史文化の構成遺産

5. 近代都市明石を牽引した歴史文化

幕末から昭和20年代にかけて欧米の制度や技術、文化が盛んに取り入れられ、日本の近代化が進んできたとされている。

明石市の近代化の象徴が日本標準時の制度の導入である。明治43年(1910)には相生町に「大日本中央標準時子午線通過地識標」が建てられたが、大正4年(1915)に東京天文台の経度が修正され、改めて昭和3年(1928)に現在地に移された。その後、月照寺前には「子午線標示柱」が建てられるなど、子午線の街としての明石を象徴している。また、明治21年(1888)の山陽鉄道の開通は、明石の近代を牽引した原動力となったが、大久保駅では、集落を南北に分断する位置に設置されたため、赤レンガの大久保隧道が造られ、今も「穴門」と呼ばれて親しまれている。さらに大久保駅では、取り壊された跨線橋に付けられていた「大正2年横河橋梁製作所」と刻まれた鉄の支柱がプラットホームに、構造部材がロータリーの時計台の支えとして残されており、当時の技術水準の高さを今に伝えている。

近代は、また、文学などの分野でも明石が注目された。明治の文豪である夏目漱石が神落として講演を行った中崎公会堂、太平洋戦争末期に永井荷風が東京から疎開していた大蔵谷宿場町のなかに立地する西林寺、橋本関雪ゆかりの白沙荘などは今もその姿を留めている。

明石の近代からの住宅都市としての歴史文化を今に継承している。人丸地区や太寺地区周辺は大正から昭和初期にかけて事業に成功した人たちの住宅建設が進み、昭和2年(1927)には明石市で初めての土地区画整理事業が進められた。現在も、昭和初期の和館の母屋に洋館風の附属屋がつけられた様式の住宅が残されている。また、大久保町には、現在は老朽化が進んでいるが、加護谷裕太郎設計の洋館、安藤家住宅も近代の明石の繁栄を物語っている。また、江戸時代からにぎわっていた魚の棚商店街は昭和24年(1949)に火事で大部分が焼失し、その後、昭和36年(1961)にアーケードが完成して現在の魚の街・明石の歴史文化につながっている。本町通では、大正時代に演芸場「三白亭」、昭和時代に映画館「本町日活」を経て、大衆演劇場「ほんまち三白館」が再生されている。さらに、教育のまちとしての明石を物語る小学校建築も残されている。

近代都市明石を牽引した歴史文化の構成遺産

子午線：子午線標示柱、天文科学館・プラネタリウム

道路等：大久保隧道、旧大久保跨線橋の「大正2年横河橋梁製作所」の支柱

建築物：中崎公会堂、西林寺、白沙荘

住宅地：人丸地区や太寺地区の住宅、洋館付き住宅、安藤家洋館

商店街：本町通三白館、魚の棚商店街

教育：長楽寺(明石最初の郷学校)、神戸大学附属明石小学校



子午線標示柱



中崎公会堂



本町通三白館

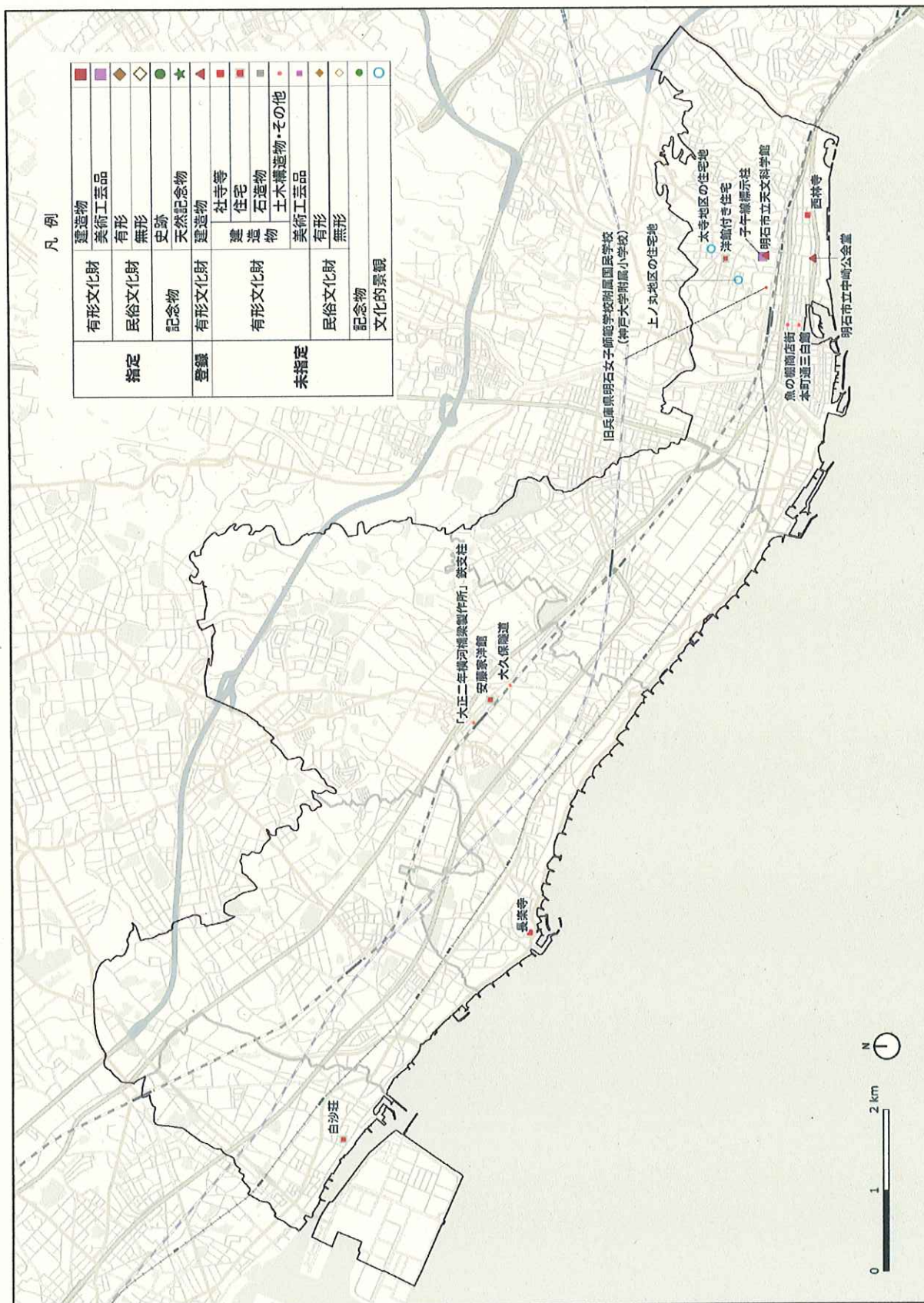


図3-6 近代明石を牽引した歴史文化の構成遺産

第4章 歴史文化遺産の保存・活用に関する課題と方針

1. 歴史文化遺産の保存・活用の展開方向

平成30年(2018)の文化財保護法の改正により市町村で作成することが可能となった文化財保存活用地域計画は、平成29年(2017)6月23日に改正された文化芸術基本法と深く関わっている。

文化芸術基本法の前文では、「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。(中略)ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。」としている。同法第13条では、「国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」とある。つまり、文化芸術の振興にとどまらず、国際交流の推進(第15条)、人材育成(第16条)、高齢者・障がい者等の文化芸術活動の充実(22条)、学校教育における文化芸術活動の充実(24条)などの他、観光、まちづくり、産業、防災対策、その他の各関連分野における施策を展開することが法の趣旨と考えられる。

こうした点を踏まえると、文化財保存活用地域計画では、従来の「保存」を最優先とする考え方から地域の文化財を一体的に活用する様々な取り組みを推進することで、地域経済の発展や交流の活性化、個性豊かなまちづくりの推進、教育分野における人材育成、高齢者や障がい者等の文化芸術活動の増進につながるものであるとの考え方である。

本地域計画では、文化芸術基本法の理念や第3条の条項を踏まえ、歴史文化遺産の保存と活用に向けた取り組みを展開する。

明石市における歴史文化遺産の保存・活用の展開方向

- ①文化財を通じた国際交流・地域間交流を推進することによって観光振興を進める。
- ②次世代を担う子どもたちへの学校教育や高齢者・障がい者などと連携した生涯教育の推進により、文化財保存・活用に係る人材育成を積極的に進める
- ③まちの資産である文化財の調査・研究を進め、着実に保存・活用することで明石らしい個性豊かなまちづくりを進める。
- ④明石のものづくり産業である漁業や酒造業などにゆかりのある文化財を適切に保存・活用することで明石のまちのアイデンティティを確保する。
- ⑤文化財を未来に確実に継承するため、防災対策を拡充する。

2. 明石市における歴史文化遺産に関する各種取り組みの概要

明石市では、昭和35年(1960)に明石市史上巻、昭和45年(1970)に明石市史下巻が刊行したが、刊行から50年以上経過したため、令和元年(2019)現在、市史編さんの取り組みが進められている。また、平成7年(1995)からは文化財年報を毎年発刊して、明石市の文化財に関する情報を発信している。

調査等については、兵庫県や市による発掘調査の他、小学校区を対象とした地域住民による歴史文化に関する調査とその結果をとりまとめた冊子等の刊行、概ね中学校区を対象としたヘリテージマネージャーによる歴史的建造物等に関する調査とその結果をとりまとめた冊子等の刊行など、地域住民や専門家による調査が活発に進められていることが特徴である。

また、文化財を景観資源として位置付けるなど景観施策との連携により、文化財の保存を進めている。

(1) 「歴史のまち」としての観光まちづくり

明石観光協会では、明石を「食のまち」、「海峡のまち」、「歴史のまち」、「時のまち」と4つのテーマで観光情報を発信している。

「歴史のまち」の情報では、「歴史上の人物にも愛された明石のまち」をキーワードに明石城、宮本武蔵作庭と伝わる枯山水庭園のある円珠院や清盛供養塔のある戒光院を含む善楽寺、高山右近が築城した船上城跡、^{こぼし}柿落としに夏目漱石が講演した中崎公会堂、源氏物語ゆかりの風景が残るとされる無量光寺と薦の細道を紹介している。

このほか、名所・史跡、お寺・神社などの文化遺産や住吉神社能楽会、おしゃたか舟神事、市内の秋祭り等についてもウェブ上で紹介している。

また、歴史文化遺産の活用のため、茨木酒造や明石城櫓特別見学など個人・団体の観光客の受け入れを進める他、文化財関連グッズとして明石駅の観光案内所で明石城の写真絵ハガキや手ぬぐいなどを販売している。

また、明石城や関連寺院、市内の神社や寺院、建造物等を観光ボランティアによる案内を進めている。

このように、明石の歴史文化について、観光面からの情報発信が進められている。



「無量光寺と薦の細道」
(明石観光協会HP)



観光ボランティアガイド
(明石観光協会HP)

(2) 調査

①発掘調査

発掘調査は、鴨谷池遺跡、赤根川・金ヶ崎窯跡、藤江別所遺跡、報恩寺跡、大蔵中町遺跡、明石城武家屋敷跡等で実施しており、それぞれ、調査報告書や埋蔵文化財年報にその成果をとりまとめている。

明石城下の調査は、山陽電鉄の連続立体工事に先行し、明石市教育委員会が仮線設置予定区の確認調査を実施したところ、江戸時代の遺構、遺物が発見され、絵図に記されている明石城下の武家屋敷跡の存在が考古学的に明らかにされた。

これを受けて、兵庫県教育委員会が昭和 61 年度（1986）に全面調査を行った結果、道路跡、溝等当時の屋敷割を示す遺構が検出されるとともに、日用雑器類が出土し、数々の調査成果をあげた。

特に明治 19 年（1886）「兵庫県明石郡大明石村全図」に記された地番と現在の地番を比較検討し、「明石城下復元図」を作成したことが特筆される。この復元図に従い、以降は住宅等の建築に先立って発掘調査を実施している。平成 8 年度（1996）までに 58 件の調査を行い、道路や屋敷の区画する溝の検出から絵図に描かれた武家屋敷の位置が確認できたことなどをはじめ、竹管を使った上水道、屋敷内に埋められた胞衣壺^{なまごけ}などから当時の生活や風習が明らかになっている。

平成 2 年（1990）には山陽電鉄明石駅跡地の駅前広場の整備に先立って、明石市教育委員会が平成 3 年度と 4 年度の 2 カ年で事業対象地を調査した。出土した遺物は約 1,200 箱に及ぶが、これらの出土品は現在、明石市立文化博物館で保管している。

さらに、平成 7 年（1995）に発生した兵庫県南部地震の後、平成 8 年度（1996）から東仲ノ町地区再開発事業に伴う発掘調査を 4 年間 20 次にわたって実施した。

再開発事業が実施される東仲ノ町地区は、場内で中堀を挟んで取り囲むように東、南、西に配置された武家屋敷の東部中央にあたる。「東中ノ丁」の地名はその位置するところによる。江戸時代初めに計画された「長方形街区」と「短冊形地割」からなる武家屋敷の区画は、明石城築城から明治維新を迎えるまで大きく変わっていないことが発掘調査の結果から明らかになった。本調査で出土した遺物は、陶磁器、漆器、木製品、金属器などがあり、城下町形成期の遺物として貴重で、平成 29 年（2017）には、『発掘された明石の歴史展 明石の近世—明石城築城時の姿—』として冊子を刊行し、その成果を広く公表している。

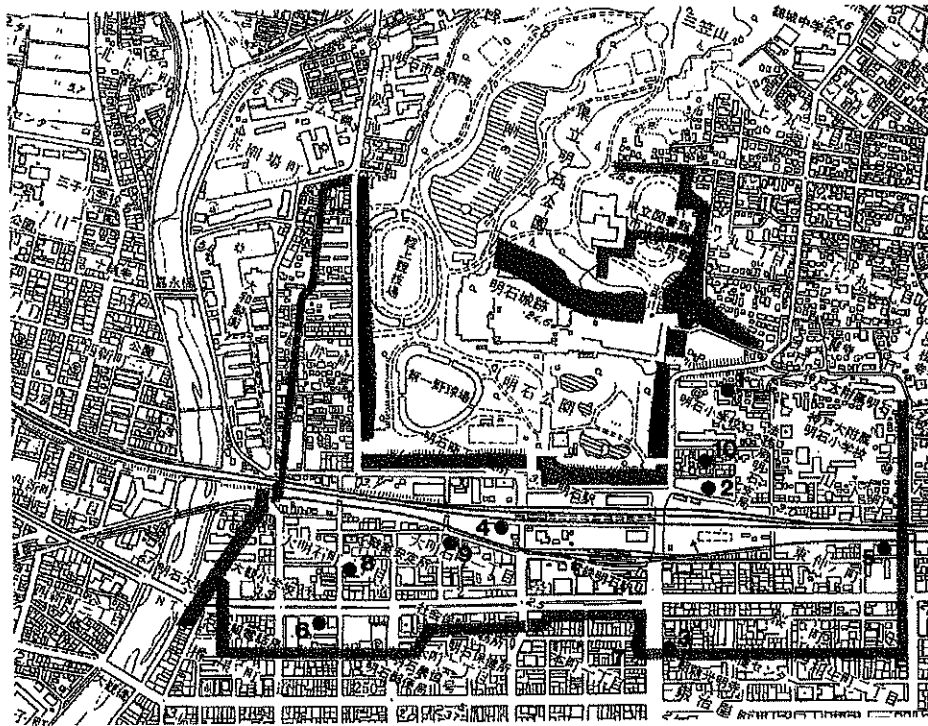


図4-1 明石城武家屋敷跡の主要調査地点
 (明石市教育委員会 明石城武家屋敷跡Ⅱ第1分冊[本文編]2000.3)

表4-1 主要な明石城武家屋敷跡の調査概要

番号	調査場所	調査期間	面積	概要
1	山下町 807-1	1987.10~ 88.3	1,700 m ²	『文久年間明石町之図』の大井・大村・藤井・間宮家にあたる。藤井家の玄関付近の礎石周辺から胞衣壺が出土。
2	山下町 11	1989.4~7	1,800 m ²	『文久年間明石町之図』の講武所跡にあたる。屋敷境より竹管を用いた上下水道施設と井戸が検出。中堀に近い地点で水位を調整する井堰遺構が確認された。
3	桜町 1189-2 他	1991.2~4	300 m ²	木村家と外堀跡を検出。楕円形の炉などから鍛冶工房跡であることがわかった。
4	大明石町 1丁目 1284-1	1992.7~11	1,700 m ²	西村・水野・山本・斎藤家にあたる。道幅は絵図の記述のとおり7.2mであった。
5	東仲ノ町 980-1 他	1993.1~4	1,500 m ²	宮崎・桜井・三好・間宮家にあたる。排水池を検出。
6	樽屋町 8-5	1993.4~7	540 m ²	外堀北側の真砂家にあたる。近代生活面からの窯跡3基を検出。
7	本町 1丁目 6-1 他	1995.7	72 m ²	町家と接する外堀・全長18mを検出。花崗岩の切石が5段積まれていた。
8	大明石町 2丁目 31-3	1995.8~12	1,400 m ²	寺岡家と粕谷家にあたる。柱穴を検出。この板塀跡の左右に溝が走り、井戸を備えた池が配置されることがわかった。
9	大明石町 1丁目 4-1 他	1996.1~3	600 m ²	松平家にあたる。自噴井と考えられる正方形の掘り込みが検出。
10	山下町 956-3	1996.8~10	970 m ²	大藤家にあたる。溝の北側が屋敷、南側が畑地であったと考えられる。

②市史編さんに係る調査

明石市では市史編さんにあたって、自然部会、考古部会、古代部会、中世部会、近世部会、近代部会、現代部会、地域部会に分かれて、調査研究が進められている。調査の成果は、市史研究紀要『明石の歴史』にまとめられ、平成31年(2019)3月に第二号を発刊した。

平成30年度(2018)は、自然部会では現地調査により地域の地理的特徴を把握し、文献調査で地下水等の調査を進めた。考古部会では、長寿院内の明石藩主越前松平氏の墓石の実測、金ヶ崎遺跡の石器類と遺跡の現状について調査を進めている。古代部会では、東播・西摂地域に関する調査・研究の蓄積を進めている他、各時代別の部会では、史料収集、整理などを進めている。地域部会は明石の瓦産業の調査と大久保や二見の旧家に残る文書、西島水利組合文書の調査を行っている。

このように市史編さんに関わり、部会毎にテーマや視点を定めて、継続的な調査研究とその成果の公表を進めている。

③市と専門家、ボランティアが協働して実施した調査

明石市では市域の文化財をはじめとする遺跡や建造物などの歴史文化遺産を専門家やボランティア(「地域の歴史発見隊」、「ふるさと散歩」、「ふるさと探検隊23」、「王子ふるさと会」)で構成された「明石市地域文化財普及・活用事業実行委員会」によって、平成23年度(2011)から3ヵ年かけて調査を実施した。

平成23年度(2011)は明石川東岸から神戸市に至る明石城周辺地域を対象とし、平成24年度(2012)は明石川西岸地域と大久保地域を、平成25年度(2013)は魚住、二見地域を調査した。

調査の成果は「あかし文化遺産マップ」として発刊した。さらに、同マップを補完する目的でそれぞれの地域に所在する歴史文化遺産を「あかし文化遺産」として平成27年(2015)3月に冊子を発刊した。

「あかしの文化遺産」では、遺跡、古墳、窯跡、城、建造物、近代の歴史遺産、文学遺跡・伝承、神社、寺院、供養塔・塚、地蔵、酒造場、道と道標、川と橋、港、新田開発の掘割、井戸と清水、ため池の18の類型に区分して、調査結果に基づき、各文化遺産の解説を記載しており、一般に公開している。

平成27年度(2015)から、明石民俗文化財調査団を立ち上げ、3ヵ年の調査を実施した。

平成27年度は『明石の農村』を発刊した。同冊子では、テーマとして地域に残る独特の祭礼や年中行事、水利絵図や古文書を通じた村の成立、農業技術のあり方や農村の生活実態を聞き取り調査によって把握し、記録化している。対象とした地区は、近世初頭に新田開発で村落を形成した鳥羽地区、松陰新田地区、清水新田地区の3地区である。



歴史文化に関する刊行物

平成 28 年度 (2016) は、「明石の漁村」をテーマに地域に残る祭礼や年中行事、絵図や古文書を通じて漁村の成立や漁業技術のあり方、漁村の生活実態などを現地調査と聞き取り調査で把握した。対象とした地区は、漁村景観が色濃く残る林地区、二見地区の 2 地区である。

平成 29 年度 (2017) は、「明石の宿場」をテーマとして、かつて宿場町であった大蔵谷地区、大久保地区、清水地区の 3 地区を対象として、それぞれの地域に現存する絵図や古文書の調査ならびに聞き取り調査を行った。3 ヶ年の調査は、各年毎に冊子としてまとめ、一般に公開している。

3 ヶ年の調査後、平成 30 年度 (2018) は、「明石の瓦」をテーマとして、かつて隆盛を誇った明石の瓦産業の諸相を明らかにするため、瓦産業の基盤となる自然環境、瓦生産が盛んであった大蔵谷、谷八木、八木、江井島の 4 地区を対象に瓦産業の変遷や諸相を調査・整理した。その結果は、「明石の瓦」と命名した冊子にとりまとめ一般に公開している。

平成 25 年度 (2013) には、「明石の布団太鼓プロジェクト」と名した組織を立ち上げ、地域に受け継がれてきた祭り文化の素晴らしさを後世に受け継ぐため、布団太鼓や獅子舞を中心として、運用状況の記録、地域の秋祭り調査アンケートなどの調査、祭りの撮影による記録保存を実施し、資料集として冊子を刊行している。

また、「明石市地域文化財普及・活用事業実行委員会」で、現地の写真撮影を担当した市民が「明石を好きになる写真集」を平成 30 年 (2018) 7 月に刊行するなど、市民による明石市の歴史文化に関する魅力の普及への貢献活動も展開している。

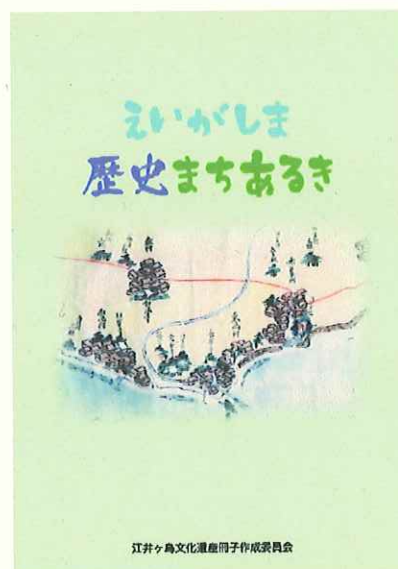
④地域における把握調査

明石市では地域資源を見直し、再発見することで先人たちの足跡を辿り、思いを引き継ぐことを目的として、市内各地域で調査を実施している。

魚住地区では、「うおずみん・ふるさと創生プロジェクト」を立ち上げ、市民と生徒・学生がゆるやかに絆を深めながら活動した「うおずみ学講座」の 3 年間の成果を「なきすみ物語」と命名して、平成 25 年 (2013) 2 月に冊子を刊行している。

冊子では、魚住の自然と地形、原始から昭和までの時代の歴史の概況、そして地域の文化財を紹介している。

江井ヶ島地区では、「江井ヶ島文化遺産冊子作成委員会」、「江井島まちづくり協議会」が中心になって、「江井島小学校校区」の史跡、寺社、公共機関、文教、人物、生活文化、産業、交通機関、病院などを対象に、地域の歴史と現在の姿を記述し、「えいがしま歴史まちあるき」冊子を平成 30 年 (2018) 3 月 31 日に刊行している。



「えいがしま歴史
街まちあるき」冊子
(江井島まちづくり協議会)

⑤ヘリテージマネージャーによる把握調査

ヘリテージマネージャーで組織されている「ヘリテージ明石」は、平成25年(2013)より、概ね中学校区を対象として、西国街道沿いの地域を中心として、各地域の歴史的風景を調査している。



ヘリテージ明石作成の冊子

調査は明石工業高等専門学校、神戸学院大学人文学部、「ひょうごヘリテージ機構H²O

東播」が協力している。調査の成果は、26頁でB5サイズの小冊子に整理して、毎年発刊している。小冊子はハンディサイズのもので、手に持ってまちの歴史的風景を見つけるために出かけることを目的として作成されている。

平成25年度(2013)から江井島、大蔵、魚住、二見、城下、人丸、船上・林の7地区を調査して、冊子を刊行しており、今後も継続して地区別調査ならびに小冊子の刊行を予定している。

(3) 学校教育・生涯学習等

明石市内の小中学校では、教科や総合的な学習の時間、特別活動において、明石市の指定・登録文化財を活用した学習を28小学校のうち16校、13中学校のうち3校が取り組んでいる。小学校では、4年の理科で天文科学館でプラネタリウムの鑑賞、3年社会で織田家長屋門の見学など、社会科授業での活用が中心になっている。中学校では社会の歴史学習や地理学習の場面で高丘古窯跡群を見学したり、日本標準時子午線関係資料の見学を行っている。

一方、生涯学習では、各地域のコミュニティセンターの高齢者大学において地域の歴史文化に関する講座が開催されている。また、明石市立高齢者大学あかねが丘学園においては地域資源の再発見・伝承・保存活動を学ぶ専攻コースが設定され、修業年限3年間で、60歳以上の市民がふるさと創造に取り組んでいる。

(4) 景観施策による文化財の保存

明石市では、指定・登録文化財を景観資源として、景観施策でも位置付けているものがある。

まず、「わがまちあかし景観50選」の中でも多くの人に指示され最も明石らしいと思われる景観を「わがまちあかし十景」としている。十景のなかには大蔵海岸、中崎のベランダ海岸、林崎～松江海岸、江井ヶ島海岸と周辺、二見港と周辺、住吉公園など海を臨む景観が6箇所にあたり、魚の棚や天文科学館など市を代表する名所も含まれている。このなかで、明石公園が国指定史跡、織田家長屋門が市指定文化財に指定され、天文科学館が国登録文化財に登録されている。

また、兵庫県の景観形成重要建造物として、国登録文化財の茨木酒造、岩佐家住宅の2件があげられ、明石市景観形成重要建築物として国登録文化財の中崎公会堂がある。

さらに第3回都市景観賞に国登録文化財の中崎遊園地ラヂオ塔が選定されている。

このように、明石市の指定等文化財が景観施策としても位置付けられている。

(5) 情報発信

①「あかし文化遺産」等の情報発信

明石市立図書館では、「あかし郷土の記憶デジタル版」として、地域資料をデジタル化した上で公開している。公開しているのは、「あかし文化遺産」、「明石の農村」、「明石の漁村」、「明石の宿場」の4種類の冊子ならびに「あかし文化遺産マップ」を画像で閲覧することが可能となっている。このように明石市では、歴史文化遺産の積極的な情報発信を進めている。

②シンポジウム等の開催

明石市では、令和元年（2019）が明石市制100周年に当たることから、各種シンポジウム等が開催された。

令和元年5月2日は、「あかし伝統夢まつり実行委員会」の主催で150年ぶりに布団太鼓が明石城に集結した。

令和元年9月には、「歴史から探る明石の魅力」と題して、市史編さん委員が最新の研究成果を紹介するとともに、これから

の明石の姿についてパネルディスカッションを実施した。令和元年10月には文化博物館で開催した「城と明石の400年」の展覧会関連イベントとして「明石城を探索」シンポジウムを実施した。また、明石市立博物館では、令和元年（2019）11月に企画展「発掘された明石の至宝」関連イベントとして、明石の古墳時代、明石の古代についての講演会が開催された。

このように、明石市では、歴史文化に関するシンポジウム等の開催により、歴史文化に関する情報発信を継続している。



「歴史から探る明石の魅力」
シンポジウムの様子

(6) 文化財防災

昭和24年（1949）1月26日の法隆寺金堂壁画の焼損をきっかけに、文化庁及び消防庁が毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として全国的に文化財防火運動を展開している。

明石市においても、毎年、明石市都市景観形成建築物も併せて「文化財防災・防犯パトロール」を実施している。



文化財防災・防犯パトロールの様子（令和2年）

「文化財防火デー」の取り組みとしては、平成31年1月25日（金）午前10時から午前10時30分まで、明石公園及び明石城巽櫓周辺で、兵庫県園芸・公園協会、明石市消防局・消防署、明石市消防団など約45名が参加して、防火訓練を実施した。

訓練では、明石公園巽櫓付近において、何者かが投げ捨てた、たばこの火が風にあおられて付近の枯草に着火、立木などに延焼拡大し、貴重な文化財である巽櫓に延焼しようとしているとの想定のもと、訓練を実施した。



文化財防火デーの訓練の様子（平成31年）
（明石市消防署HP）

3. 歴史文化遺産の保存・活用に関する課題

明石市では、文化財に関する学術調査や埋蔵文化財の発掘調査、市民との協働による文化遺産把握調査、冊子の刊行など調査結果の幅広い情報発信、観光分野の取り組み、学校教育や生涯教育分野、景観まちづくり分野の取り組み、文化財防災など、文化財の保存・活用に関して、多様な事業などを活発に継続してきた。

しかし、明石市関連部局の取り組み、各種活動団体等との意見交換などを通じて、下記に示すように、調査に関する課題、人材育成に関する課題、保存に関する課題、活用に関する課題、防災・防犯に関する課題などが浮かびあがってきた。

(1) 調査に関する課題

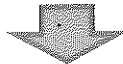
- ・生活文化の一つである講や地蔵盆などの祭り、しめ縄づくりなど地域の生活文化に関する調査は、これまでに一部の地域で行政の支援のもと市民や各種団体による調査が進められてきたが、調査が実施されていない地域もみられる。さらに、目に見えない「モノ」や「コト」を次世代に継承するためには記録保存が必要とされるが、戦前の生活文化を知る人材も少なくなっている。このため、早期に地域の「モノ」や「コト」に関する歴史文化遺産について聞き取り調査を実施することが重要である。
- ・市内には多くの近代化遺産や近代和風住宅が残されているがその全容は把握されていない。さらに、建設後50年経過した文化アパートや上ノ丸の市営住宅、明石附属小学校など近代の建築物も貴重な文化遺産であり、テーマ別の悉皆調査を継続的に実施することが必要である。
- ・明石の生業のひとつである酒造家の建築物、酒造りの密接に関係する共同井戸、「どっこいしょ」については市域全体でその全容が把握されていないため、継続的な調査が必要である。



生活文化・近代化遺産等・生業に係る遺産の把握調査の継続

(2) 人材育成に関する課題

- ・学校教育における文化財活用を通じた人材育成を進めることが「教育のまち・明石」の特色を活かした取り組みとなるが、現在、文化財を活用した事業の取り組みについては、市内の小中学校の半数程度で十分ではない。このため、学校教育における歴史文化学習を推進することを目的として、歴史文化遺産に関する地域教材や「歴史文化遺産の説明いりマップ」の開発や蓄積、指導者である学校教員を対象とした歴史文化遺産に関する研修会の開催などが必要とされている。
- ・生涯学習の一環として地域の歴史文化遺産に関する講習などが進められている。こうした講習会履修者のうち、歴史文化遺産に熟知した地域人材の育成により学校への出前事業の実施など、教育と生涯学習、地域学習の連携を推進することが急務である。

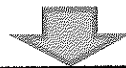


学校教育との連携・生涯学習との連携による地域人材の育成

(3) 保存に関する課題

①有形文化財についての課題

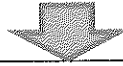
- ・国指定史跡である明石城跡は県立明石公園に含まれるが、戦後、昭和20年代に整備された野球場や陸上競技場、競輪場（現 球技場/自転車競技場）等の区域は史跡指定区域外となっており、発掘調査等史跡の価値の把握が困難である。
- ・旧波門崎燈籠堂は、国登録文化財であるが、損傷が著しく、また、周辺環境は釣り人の駐車場化している。このため、文化財の周辺環境整備と併せて、保存の措置が必要とされる。
- ・船上城跡は本丸跡と推定される高台が残されているのみで周辺近くまで宅地開発が進展している他、見学ルートが個人所有地であるため、自由な見学が困難である。このため、明石の中世から近世の歴史を物語る船上城跡の保存と環境整備が必要とされる。
- ・鍛冶屋町周辺は、明石城下の商家として数少ない建築物が残されている。放置することによって棄損が憂慮されるため、適切な保存の措置が必要である。
- ・近代の建築としての大久保町の安藤家はランドマークとなるような洋館の建築物であり、所有者の同意を得ることができれば保存すべきである。この洋館の設計は中崎公会堂と同様、大正の初期に東大寺大仏殿の修繕にも携わった経験のある加護谷祐太郎であり、明石市の近代建築を代表する建築物として保存を図る必要がある。
- ・八木地域の煙突はかつて明石瓦が生産されていた歴史文化を象徴する建造物であり、こうした建造物を地域の生業を説明する資源として、適切に保存する必要がある。
- ・明石の代表的な漁村である林崎地域には漁師の暮らしを留める建築物も少数であるが残されており、早期に調査を実施の上、価値ある建築物の保存のための適切な措置が必要である。
- ・地域の路傍に残されている五輪塔や石塔などは、各地域の生活の場に身近な歴史文化遺産として地域の歴史を物語る文化財である。これらの身近な歴史文化遺産を保護し、滅失を止めるという地道な取り組みが必要である。



指定の拡充・指定文化財周辺の環境整備・未指定文化財の保存

②民俗文化財についての課題

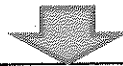
- ・刺繍や工芸品も含めて布団太鼓は住民の力の結晶、街の宝といえる。その保全のためには、市民が布団太鼓の価値を理解することが不可欠である。価値の理解の増進、市民が布団太鼓に触れることを可能とするため、期間を限って公民館で公開することや、布団太鼓の公開に関する広報などが重要である。
- ・地蔵盆など地域の祭りの後継者不足や維持・修理費用の確保が課題になっている。このため、後継者不足を解消するための仕組みの検討、道具類などの維持・修理費用の確保の手立てについての検討が必要である。
- ・市内各地域では、これまでの調査によって、目に見える歴史文化遺産は概ね把握できている。しかし、日々の暮らしや伝説など目に見えない分野については調査が進んでいない。例えば、祭りの日には鯖寿司を作って食べていたというような食文化に関する習慣も現在は知る人が少なくなっており、継承が課題である。



公開の場の設定、情報発信の拡充、保存のための支援

③景観資源としての建築物等の保存上の課題

- ・明石市都市景観形成基本計画の景観類型別方針の「歴史ゾーン」においては、①伝統的まちなみや建築物などの保全、②伝統的建築物の活用、③歴史的雰囲気を大切にしたい住環境の保全を基本方針として挙げており、景観を構成しているまちなみや伝統的建築物などを明石固有の貴重な景観資源として位置づけ、適切な保全・活用を促すとされている。ただし、その実現には地域住民や建築物の所有者の理解が不可欠となり、現状においては、これらの基本方針に基づく積極的な施策の展開が図れていない。
- ・都市景観形成重要建築物（以下、「重建」という。）については、歴史的価値及び建築的価値を評価して、現在15件を指定している。これらの「重建」は地域への愛着を持つきっかけとなるよう、公開活用が望まれるが、指定物件15件中13件が現在も居住している個人住宅であるため、活用には至っておらず、適切な活用方法について検討が必要である。
- ・近年、「重建」については、建物の老朽化に伴う多大な改修費、現代の生活スタイルに合わない機能面などから、所有者にとって維持保全が厳しい状況にあり、指定解除の意向もある。「重建」では、外観に係る改修費の助成制度があるが、十分ではない。今後は、文化財登録や指定を行うことで、重建及び文化財に係る助成の重複しない範囲で双方を活用するなど、所有者の負担を極力軽減することで、維持保全につなげていく必要がある。
- ・今後、歴史景観に係る施策を展開するにあたっては、景観担当と文化財担当が連携することが必要である。



景観施策との連携による遺産の継承

(4) 活用に関する課題

- ・歴史文化遺産の活用による観光事業、交流事業はターゲットを明確にすることなどが重要であるが、これまでは歴史文化遺産の魅力の活用や発信の取り組みが限定的であり、地域間交流、広域交流が進んでいない。
- ・歴史文化の活用を担う主体が、文化財所有者や管理者が主体となっているが、まちづくり分野、産業分野、福祉分野など多様な分野による活用の取り組みを推進することが求められる。
- ・明石を代表する文化財である明石城跡は明石駅に近く、多くの来訪者を数える県立明石公園内に含まれるが、明石城跡の文化財としての価値や魅力を解説・発信するガイド機能は十分ではない。
- ・明石城跡は、明石市の歴史文化観光の拠点でもあるため、周辺の歴史文化遺産とのネットワークを図るための取り組みの推進が重要である。
- ・明石城跡と明石港など丘陵部と海岸部を結ぶ南北軸が明示されていないため、市内の歴史文化観光の周遊が限定的である。

- ・城下町に残る外堀跡などが道として残っており、それらも市民に周知していく取り組みが必要である。
- ・明石港周辺には旧波門崎燈籠堂をはじめかつての景観をしのぶ魅力ある文化的資源が多くあり、内外に発信していくことが必要である。
- ・明石の歴史文化遺産を総合的に情報発信すると共に、来訪者がその価値などを学ぶために明石市立文化博物館における常設展示の拡充が必要とされる。
- ・明石の歴史文化の活用に向けて、市内で特別展示に対応できる施設が少ない。
- ・明石の産業に関わる歴史的建築物は残存しているものの数が少なく、これをそれぞれの業種を代表するものとして保存して活用することが望まれる。今後は、長屋門付き農家、瓦工場のレンガ煙突、大蔵町の千尋窯（登り窯）などを明石市の歴史文化を発信する施設として活用していくことが必要である。
- ・建築物の活用にはそのものの価値を「みせる工夫」として、価値の説明が重要な手段となる。例えば、明石城の2段目の石垣から茶の湯に使う清水が湧いているが、これは明石城が段丘の端に立地しているために水が湧いているという仕組みを知れば、市民が当該文化財とその周辺環境も含めて、その重要性を理解した上で、保存と活用に市民の協力を得ることも期待される。このように、指定、未指定を問わず、明石の歴史文化を伝える遺産の価値を正確に伝えるため、歴史文化遺産のデータベースの作成が重要である。
- ・社寺などの歴史文化遺産はその存在を発信するため、解説板の設置を進めることなどの取り組みが重要である。
- ・文化財や歴史文化遺産の現場でその価値や魅力を来訪者が把握できるため、QRコード等の先端技術を活用した仕掛けの充実が求められる。
- ・明石市の文化遺産を巡る歴史観光が増えているが、当該文化遺産周辺に大型バスや乗用車の駐車スペースが少ない。周辺地域の住環境の保全のためにも、駐車場整備や公共交通の利用促進の誘導、自転車利用の促進など、文化財を活用した観光施策の取り組みの推進が求められる。

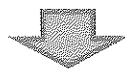


遺産ネットワークの拡充、展示の場の拡充、遺産の活用方策の拡充、
魅力発信のための説明板の整備、遺産のデータベース化、活用のための先端技術の採用、
遺産周辺の環境整備の充実景観施策との連携による遺産の継承

(5) 防災・防犯に関する課題

- ・明石市地域防災計画は平成 31 年度（2019）に修正されているが、文化財の被災に対する条項が盛り込まれていないため、今後、文化芸術基本法に沿って防災対策に対する基本的な考え方を盛り込み、大規模災害への対応を図ることが求められる。
- ・防災に関する取り組みは文化財パトロールが年に 1 回開催されているが、指定文化財も含めた歴史文化遺産の防災を推進するため、行政、文化財所有者、市民等の連携による取り組みの推進が課題となる。

- ・防犯に関する取り組みは、指定文化財、未指定の歴史文化遺産も共に、文化財所有者が担っているが、無住の神社の石造物など、地域における歴史文化遺産の防犯の取り組みの推進が必要とされる。



防災・防犯の取り組みの拡充

2 - (2) 景観施策における文化財との関わりについて

(現状)

①文化財パトロールの実施

昭和 24 年 1 月 26 日の法隆寺金堂壁画の焼損をきっかけに、文化庁及び消防庁が毎年 1 月 26 日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として全国的に文化財防火運動を展開しており、明石市においても、文化財担当課が毎年、市都市景観形成建築物も併せて「文化財防災・防犯パトロール」を実施している。

②市の景観資源として位置付けられており、かつ文化財として位置付けられているもの

市の景観資源として位置付けられているものの中で、文化財としても位置付けられているものについては、以下の通りである。(双方の位置づけについては特に景観担当と文化財担当が連携を図り行っているものではない。)

- ・天文科学館（わがまちあかし十景）→国登録文化財
- ・中崎公会堂（市都市景観形成重要建築物）→国登録文化財
- ・茨木酒造（県景観形成重要建造物）→国登録文化財
- ・岩佐家住宅（県景観形成重要建造物）→国登録文化財
- ・中崎遊園地ラヂオ塔（第 3 回市都市景観賞）→国登録文化財
- ・織田家長屋門（わがまちあかし十景）→市指定文化財

(課題)

市の景観施策の中で、歴史景観に係る施策な展開が図れていない状況である。

明石市都市景観形成基本計画の中で、景観類型別方針の「歴史ゾーン」においては、①伝統的まちなみや建築物などの保全、②伝統的建築物の活用、③歴史的雰囲気大切にされた住環境の保全が基本方針として挙げられており、景観を構成しているまちなみや伝統的建築物などを明石固有の貴重な景観資源として位置づけ、適切な保全・活用を促すとされている。

ただし、その実現には地域住民や建築物の所有者の理解が不可欠となり、現状においては、これらの基本方針に基づく積極的な施策の展開が図れていない。

例えば、都市景観形成重要建築物（以下、「重建」という。）については、歴史的価値及び建築的価値などの観点から現在 15 件が指定されている。これらについて地域への愛着を持つきっかけとなるよう、公開するなどの活用が望まれるが、指定物件 15 件中 13 件が現在居住されている個人住宅であるため困難な状況にあり、そのような状況のもと活用までには至っておらず、適切な活用方法についてどのようなものがあるか検討が必要である。

さらには近年、重建については、建物の老朽化に伴う多大な改修費、現代の生活スタイルに合わない機能面などから、所有者にとって維持保全が厳しい状況にあり、指定を解除してほしいという声もある。

重建の改修費については、外観に係る改修費の助成制度があるが、例えば文化財登録や指定を行うことで、重建及び文化財に係る助成の重複しない範囲で双方を活用するなど、所有者の負担を極力軽減することで、今後の維持保全につなげていく必要がある。

このような状況において、今後歴史景観に係る施策を展開するにあたっては、景観担当と文化財担当が連携することが必要であると考えられる。

対象	文化財				登録				都市景観形成重要建築物等	
	指定		市		県		市		市	
	国	県	市	市	国	県	市	市	国	県
有形文化財(歴史上又は芸術上価値の高いもの)のうち重要なもの							明石市では制度なし		都市景観形成に重要な役割を果たしている建造物(景観形成重要建築物)	
改修補助	(個人所有の場合) 国 1/2 県 1/6 市 1/3 所有者 1/6	(個人所有の場合) 県 1/3 市 1/3 所有者 1/3	市 1/2 所有者 1/2	重要文化財以外の有形文化財のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの	(個人所有の場合) 県 1/6(上限100万円※) 市 1/6(上限100万円※) 所有者 2/3 ※修理工事費上限600万円に対して補助率1/6を乗じたもの	助成率 それぞれ1/3 (1敷地で上限330万円)	経費の合計額の1/3 (上限500万円 10年間)	基本設計及び実施設計 ・外観の修繕及び外観の修繕に伴う構造部の修繕 ・門、塀、擁壁又は石垣の外観の修繕 ・建築設備等の隠ぺいの工事 ・植栽	都市景観上重要な価値があると認められる建造物又は工作物(都市景観形成重要建築物等)	
補助対象	・修理工事経費 ・防災工事経費 ・耐震対策工事経費 ・設計料及び監理料	・修理工事経費 ・防災工事経費 ・耐震対策工事経費 ・設計料及び監理料	・工事費 ・設計料 ・監理料 ・事務経費	・設計監理費 ・工事費除く	・修理工事経費	基本・実施設計費および工事管理費 60万円 ・保存計画に定める建造物本体工事費 270万円 ・門、塀の工事に係る工事費 60万円 ・外観の修繕に係る工事費・ライトアップの工事費 60万円				
税優遇	・課税所得の非課税、特別控除等 ・相続税の7/10控除 ・地価税の非課税 ・固定資産税、特別土地保固有税、都市計画税の非課税	なし	なし	・相続財産評価額(土地を含む)を3/10控除 ・家屋の固定資産税1/2減税 ・敷地の地価税1/2減免	なし	なし	なし	なし	なし	
届出	・現状変更行為 ・維持修理 ・応急修理 ・保存に影響を及ぼす行為のうち、文化財を損ねるおそれがなく、その影響が軽微なもの	・所有者の変更 ・所有者又は管理者の氏名等の変更 ・滅失等 ・所在の変更 ・修理	・所有者等の変更 ・一部または全部の滅失 ・所在及び保存方法の変更	・現状変更 ※:通常望見できざる範囲の1/4以下の変更および内装改修は不要	・現状変更 ・保存に影響を及ぼす行為	改築・増築、修繕、模様替え色彩または意匠の変更、除却	現状変更 (外観にかかわる現状の変更 ・建築物等の増築・改築・修繕等) ・所有権を移転、又は所有権以外 の権利を設定し、若しくは移転しようとするとき			
許可	・現状変更行為 ・保存修理に伴う権元的行為 ・保存管理上の行為 ・活用のための行為 ・保存に影響を及ぼす行為	・現状の変更 ・保存に影響を及ぼす行為	・現状の変更 ・市の区域外に移そうとするとき	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
対象物件(市内)	・明石城築造・坤博	・住吉神社石造燈籠 ・石造五輪塔 ・高家寺本堂	・總田家長門及び附屬門 ・摩州明石浦楠木大夫祠堂碑 ・月照山門 ・住吉神社楼門 ・石造五輪塔「平清盛五輪塔」	・岩佐家住宅主屋・土蔵 ・天文科学館 ・中崎公伝堂 ・旧小久保藩線橋 ・中崎ラヂオ塔 ・旧波門燈籠堂	・茨木酒造	・茨木酒造(県登録文化財) ・太閤酒造 ・岩佐家住宅主屋・土蔵(国登録文化財)	15件 (中崎公会堂含む)			
備考	国、県、市で指定が重なることはない。 (国・県・市の順でランク付けされる。)				国、県で登録が重なることはない。 (文化的価値は同じ、申請の手間が異なる。)				※登録文化財と重複指定物件あり。 ※指定文化財は対象外。 (指定は補助が手厚く、制限も大きい。登録は補助対象が異なり、制限も緩やかであるため。)	

※文化財において、指定と登録は大きく価値が異なり、登録は指定には至らない物件を守るための緩やかな制度である。
※文化財において、登録は国によるものであっても市の指定よりも低い取り扱いになる。